

午前10時2分 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。ただいまから平成14年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、5番 前田千代子議員、13番 稲留照雄議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において21番 真砂 満君、22番 巴里英一君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、10番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山議員。

10番（上山 忠君） おはようございます。市政研の上山忠でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い大綱5項目にわたって質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願いたします。

まず、1点目では、財政健全化計画の中の歳入の確保についてお尋ねいたします。

市民の痛みを伴う手数料、使用料、下水道使用料の値上げを平成15年度から予定されており、一定の計画案については議会にお示しされたが、議論がなされてないとして、今12月議会への上程をやめられました。値上げについては、今後委員会及び本会議で議論されることでしょうか、そのうち歳入の中の半分を占める市税についてお尋ねいたします。

市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、都市計画税の6税から成り立っていますが、その中の市民税の徴収についてお尋ねいたします。徴収には普通徴収と特別徴収の2通りありますが、実態はどのようになっているのか、お示してください。

また、来年は固定資産税の評価額の改定時期に当たりますが、算定の基礎になる基準宅地の路線

価が発表されました。泉南市は昨年度比13.6%、前回の評価額からして34.6%の下落率になっていると報道されましたが、固定資産税としてどの程度減額になるのか、お示ください。

また、健全化計画では市税については滞納整理、臨戸徴収を上げるとされていますが、本当にできるのか、甚だ疑問なところがあります。府下最低の徴収率から脱出するためにも、滞納は絶対に許されません。

12月「広報せんなん」に「さらなる財政健全化計画をまとめました」のタイトルで具体的内容が示されましたが、市民はなぜこれほどまでの滞納があるのか、滞納を許してきたのか、明らかにすべきだとの要求が出るかもしれません。きちんと納税している住民からも、対策強化を促す動きが出てくる可能性があります。法律で許される限りの手段を講じるべきではないでしょうか。

先日の新聞報道では、滞納者に対する納税者の視線は厳しく、行政の対応が甘ければ批判の矛先は自治体にも向く。滞納税回収を進める自治体にとっては納税者の声は追い風であり、怠慢を許さないむちでもある、とありますが、最後の手段はまだあるのか、その点についてお示ください。

質問の2点目、美化条例制定についてお尋ねいたします。

平成13年第2回定例会においての質問で、良好な環境美化を目的とし、そのような条例につきましては本年度内に制定できるように事務を進めてまいりたいとの答弁でしたが、その後の進捗についてお答えください。

また、大阪市が不法看板等の撤去などに市民ボランティアなどの力をかりて市内美化に取り組んでおられますが、泉南市でもやられる考えはありますか、お示ください。

質問の3点目、環境問題についてお尋ねします。

ダイオキシン規制が本年12月より強化され、1立方メートル当たり1ナノグラム以下となりましたが、泉南清掃事務組合の焼却炉からの排出量はいかほどか、お示ください。

また、家庭用廃棄物は市民の協力のもと分別されリサイクルされていますが、事業系の廃棄物についてはその後どのようになっているのか、進捗

をお示ください。

質問の4点目、庁舎の防犯体制についてお聞きします。

市役所の中は個人のプライバシーに関する情報などが数多く保管されていますが、防犯体制はどのようになっているのか。また、最近、職員の机が荒らされるという盗難事件が発生しているとお聞きしていますが、実情についてお示ください。

質問の最後になりますが、介護保険制度についてお聞きします。

来年度は制度の見直しの時期ですが、2年半ほど運営してきたの問題点はどうかであったのか、その問題点をどのように生かされようとしておられるのか。また、介護認定についてのばらつきについてはどのように把握されているのか。また、認定後の介護計画について、施設所属のケアマネジャーと所属していないケアマネジャーとで介護計画に差があるとされているが、どの程度把握されているのか。また、療養型病床群での介護と居宅介護での費用はどのようになっているのか、あわせてお示ください。

以上が壇上での質問であります。答弁は簡単明瞭をお願いして、自席で時間の許す限りの再質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から環境問題のうちのダイオキシン問題についてお答えします。泉南清掃事務組合の所管にかかわる件でございますので、私の方から御答弁を申し上げます。

泉南清掃事務組合におきましては、既設の焼却炉に適用される新ガイドライン基準値に適合すべく、燃焼改良と排ガス処理施設が平成11年から12年度の2カ年で実施をいたしました。

排ガスの直近の実態調査については、平成14年9月14日に1号炉、2号炉とも行ってあります。御指摘ありましたように、規制値については1ナノグラム以下ということでございます。ナノというのは10のマイナス9乗ということで非常に小さな数字でございますけれども、1ナノグラム以下ということになっております。

そして、今回測定しました1号炉につきましては、さらに0.00019ナノグラム、2号炉については0.00017ナノグラムということになっております。ちなみに、改修前の数値についての直近のものについては1.6から2ナノグラムでございましたので、現在では全く問題のない数値でございます。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） それでは、上山議員御質問の財政健全化計画についてのまず市民税について御答弁申し上げます。

市民税につきましては、個人住民税と法人市民税がございまして、個人市民税は、議員御指摘のとおり普通徴収と特別徴収の2種類がございまして。

平成13年度における個人住民税の課税額は約23億円でありまして、普通徴収、特別徴収の構成比は約25%、75%の比率となっております。

次に、来年度の固定資産税の見込みについての御質問でございましたが、固定資産税の減額見込みにつきましては、一部の地域を除き全国的に地価の下落傾向が続く中、大阪府においても決してその例外ではなく、地価下落に歯どめがかからない状況であり、本市の固定資産税を取り巻く環境は極めて厳しい状況下であることは否めない事実であり、来年度における固定資産税の減収額は、現段階では確実な数字はまだ把握しておりませんが、約4億から5億の調定減になることが予想されております。

続きまして、税の徴収の件でございますが、滞納税を徴収する最後の手段はあるのかとの質問でございますが、現在500万円以上の大口滞納者が48件で、滞納額が10億円強となっております。これらの中でも一定解決を見ている案件もありますが、大方の案件は私債権に劣後の状況にあり、本市が公売等を実施いたしましても1円も収入にならないものであります。一定分納に応じるなど税に対して誠意を示す滞納者には、強権を発動することなく交渉を進めてまいりたいと思っております。

これらの全案件につきましては既に着手をしているものばかりであり、今後の推移を見ながら、公売等について実施をしまいらなければならない

いと考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。
市民生活環境部長（油谷宗春君） 美化条例の進
捗状況について、御答弁申し上げます。

美化条例の制定の進捗状況について、御説明申
上げます。

美化条例の制定に向けまして、他市等の制定状
況等を調査、検討していましたが、来年度の
当初施行予定で、大阪府がごみのポイ捨て防止等
地域の環境美化を含む仮称大阪環境都市条例を策
定中であるとの話を聞き、大阪府に問い合わせた
結果、11月に大阪府の環境審議会より知事に答
申が出され、その内容を検討したところ、他市で
策定されている美化条例と内容が重なっている点
が多くあることがわかりました。

また、現在、まちの美化として不法屋外広告物
の撤去作業を随時行っておりますが、これも本年
4月より大阪府より府条例の権限委譲を受け、関
係団体などと泉南市不法屋外広告物等撤去対策連
絡会を設立し、行っているものでございます。

つきましては、広告物撤去作業と同じく、ごみ
のポイ捨て防止についても、仮称大阪環境都市条
例の施行後の状況を見ながら再度検討してまいり
たいというふうに考えております。

続きまして、事業系ごみの分別収集についての
進捗について御答弁申し上げます。

事業系ごみの分別収集の進捗状況につきまして
お答え申し上げます。

清掃工場へ搬入されました事業系ごみの分別状
況につきましては、可燃ごみ、粗大ごみと資源ご
みである缶・瓶3種類となっており、缶・瓶の回
収量は増加傾向にございます。

なお、廃棄物収集許可業者の許可条件に資源ご
みの分別搬入を義務づけており、また清掃事務組
合からも、分別収集の徹底を図るため、ごみ搬入
許可業者や直接搬入される事業者に対しまして、
持ち込み時にごみ検査や分別啓発を行っている
ところでございます。

今後ともごみの減量化、リサイクルに積極的に
取り組み、ごみの発生抑制、再使用や再生利用の
推進を図ってまいりたいと考えておりますので、

よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。
総務部長（中谷 弘君） 私の方から庁舎の防犯
体制につきまして、御答弁をさせていただきます。

夜間、休祭日における庁舎の防犯、警備につき
ましては、業者に業務委託を行っております。

防犯、警備の内容でございますけれども、夜間
につきましては、2名によりまして、午後5時か
ら午後11時まででは2回、午後11時以降翌朝9
時まで2回、計4回の庁舎内外の巡回を行って
いるところであります。

休祭日につきましては、2名によりまして、午
前9時から午後11時まで4回、午後11時から
翌朝の9時まで2回、庁舎内外の巡回を行って
おります。

それと、警備日誌等の提出を義務づけておる
ところでございます。

このような体制にもかかわらず、10月の
17日夜間から18日翌朝にかけて、3課の
事務室の事務机のかぎ穴が壊されて、現金の盗難
が発生いたしております。この件につきましては、
10月18日に泉南警察に報告をし、被害届及び
現場検証を終えております。

また、11月23日の夜間から24日未明にか
けて、市役所駐車場において、公用車のかぎ
穴及び燃料給油口のかぎ穴が壊されましたが、幸
いにもかぎ穴のみ、ほかには被害はなかったとい
う状況でございます。この件につきましても泉南
警察署に報告し、器物損壊届及び現場検証を終
えておる状況でございます。

このような事件が連続して起こっているの
で、業者に対して事情、状況を説明いたしまして、特
に夜間の防犯、警備面について、巡回回数
の増等の措置を行い、重点的に対処するよう
に指導を行ったところでございます。

なお、今後の防犯、警備面の対策といたしま
しては、駐車場の照明の強化なり、出入り口
における感知センサーの増設等の検討を行
っていかねばならないというふうに考えて
おります。これらの項目につきまして、早
期に検討なり実施に向けて努力をして
まいりたいというふうに思っています。

また、防犯、警備体制のより強化を行いまして、盗難事件が発生しないように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、個人情報の関係の処理、保管等についてでございますけれども、個人情報の適正な維持管理といたしまして、個人情報保護条例第21条第1項にこの条例を適正な運用と責任の所在を明確にした個人情報の管理体制を定めまして、第2項に個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止するための措置について、3項に必要ななくなった個人情報の速やかな廃棄などについて定めているところでありますが、個人情報が記録されている文書等を放置することなく適正な収納、保管に努めているところでございますが、個人情報保護条例の趣旨に基づいた運用について、さらに周知徹底をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、介護保険制度について御答弁申し上げます。

介護保険制度のスタート時から、その都度、苦情や相談をまとめて国の方に報告をいたしてございます。また、基盤整備やシステムの見直しについては、市長会を通じて改善を求めているところでございます。

要介護認定については、在宅での評価や痴呆も含め、より適正な1次判定の結果を得るため、判定ソフトの改訂版を使用したモデル事業を現在実施いたしてございます。平成15年度からは、この改訂版を使用した認定が行われます。

介護老人福祉施設については、制度導入後、全国的に待機者が急増している状況で、申し込み順を重視する入所方法では早急な入所が必要となった場合でもなかなか入所できないなど不合理な状況が見られるため、国においても本年8月に施設の運営基準が改定され、施設サービスを受ける必要性の高い申込者の優先的な入所に努めることとされました。

この改正基準の趣旨に沿って府内の市町村及び施設において運用される入所選考指針が策定され、

平成15年度からはこの共通した指針のもとで透明性、公平性の高い入所選考となるよう作業が進められております。

また、保険料の関連は、さきの定例会でも申し上げましたが、保険料段階の基準所得金額見直しや介護報酬についても見直しが予定されており、アップが見込まれ、これを抑えるために余剰金の投入などの検討もあわせて行っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、要介護認定について御説明申し上げます。

身体の運動能力は低下していないものの痴呆があるために介護が必要な方、当初は施設入所者の実績しかなくて、在宅における要援護高齢者の評価が低く出ていたなどの問題点もございます。これらの問題につきましては、審査判定に当たる委員会の合議により、介護度を一定かさ上げするなどの努力をいただいております。

ただし、調査員の受けとめ方、審査委員の考え方などもあり、判定が微妙に違ってまいります。できるだけ公平な判定結果が出るよう、研修や委員長会議などを実施しているところでございます。

それでも自分が思っているより介護度が低く判定された場合、区分変更申請という申し立てをしていただき、再度、審査判定を行う方法もございます。この区分変更申請を申請された方は、平成13年度中42件でございました。

介護計画の施設と居宅の差ということでございますが、居宅でのサービス計画は種々のサービスの組み合わせで、本人等の希望をもとに効率的に作成しなければならず、ケアマネジャーの仕事も大変になってございます。片や施設の場合、サービスの内容自体は定型的で、生活の場としての管理が主な計画となります。

費用の面では、介護療養型医療施設では月5万2,500円程度、居宅の平均は月7,500円程度となっていました。

平成15年度からは、問題点に一定の考慮を加えた第1次判定用ソフトの改訂版が使用されます。

今後も公平な認定結果が得られるよう研修の充実などに努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、「広報せんなん」のさらなる健全化計画、今までこういう泉南市の財政は悪い悪いと言われながら、具体的にどこがどう悪かったということが、今回広報の中で初めて明らかにされたと思うんですわね。

それで、これを見て市民は率直にどういうふうな考え方をされるんか。私はこういう議会のたぐいにいろんな質問をしながらある程度のことは把握してるんですけども、この内容を見たときに一般の市民の方はどういうふうな感覚というのか、評価をされてるのか、その辺のところをまず最初から伺いたいと思います。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） この12月の広報に、「さらなる財政健全化計画をまとめました」という形で市民の方にこの計画の案をお示しするというのがこの趣旨でございまして、以前に健全化計画を議会の方にお示ししました。そのときにも、各一般の市民の方々にも、どういった計画があるか、内容がどうであるかということを知りたければどうかという御意見がございまして、そうしたことも1つの理由だったんですけども、今回財政健全化計画をまとめましたということ。

そして、この財政健全化計画の中には当然、泉南市の現状というんですか、がこうであるということや、まずその計画の中に、健全化計画前の数字というのと、そして健全化計画後の数字というので、今後こうしていきますという計画を立てました。

ただ、これから健全化計画の方策をこの中で示させていただいたときに、その中で、我々としては特にこの健全化計画の中で、それでいかにいかにという事柄についてまとめさせていただいたところでございます。

そして、まずじゃどういうふうに関今後この健全化をやっていくのかというところで説明するのに、泉南市の財政状況というところで現状はこうですというところからまず市民の方々にお示ししまし

て、そして今後この分について我々としては、健全化についてこういう取り組みを行っていきまじすということの計画を周知させていただいたところでございます。

議長（成田政彦君） 谷部長、もっと明確に答弁してくださいよ。ちょっとわかりにくい。上山議員。

10番（上山 忠君） 答弁になってないような気がするんですけどね。

市民の評価がどの程度あったのかということをお聞きしたんですけども、それを踏まえて、そしてまたこの中で経常収支比率、市税徴収率、それから人件費率の割合がグラフで書いてあるんですけど、特に市税徴収率なんか、府下平均が91.2、泉南市が81.5というふうに関具体的な数字が今回初めて出されているんですけども、この数字を市民が見たときにどういうふうに関判断するかということ。それと、この滞納、収税率が81.5と府下最低。これももう既に十数年ぐらいの経過でやってきてるんですけども、なぜこの滞納が一向に減らないのか。その辺はどういうふうに関評価というんですか、されてるんか。

それと、この滞納されてる方についてですけども、先ほどの答弁の中で、現在500万円以上の大口滞納者が48件で滞納額が10億円強となっていますということの中で、一定分納に応じるなど税に対して誠意を示す滞納者には強権を発動することなく交渉を進めてまいりますという答弁あったんですけども、一定分納に応じない人にはどういうふうな対応をとられているんか。

それと、この税に関しては課税課と納税課が税に対してのあれをやっておられると思うんですけども、課税課の役割と構成人員、納税課の役割と構成人員、まずその辺から御答弁ください。

議長（成田政彦君） 時間がないので早う答えてくださいよ。谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、今回の広報の健全化計画の中で、市税について徴収率が泉南市81.5、そして府内の平均が91.2という表ですね。これを出したときに市民の方々がどういうふうに関判断されるかという御質問でございまして。

これにつきましては、当然、率からいって10

ポイントほど府内平均と泉南市の数字に差があるということで、徴収率につきましては、普通に考えたら、泉南市の徴収率は低いということ、これは皆さん見られた中ではそういうふうに思われるということは事実でございます。

ただ、我々この計画の中で、当然泉南市の財政状況をお知らせするという中でこの表をつくって市民の方に示させていただいたということでございます。

一方、我々、期待じゃないですけども、市税徴収率がこういうふうに低いということになりますと、当然、市税に対する納税の意識というんですか、それもある程度期待というんですか、その辺も含めてこの表については見ていただきたいというふうに我々としては思うところでございます。

それと、あと納税の、特に収税の大口滞納者につきましては、また担当課長の方からでも説明させていただきたいと思うんですけども、最後の構成人員ですか、これにつきましては、現在、課税課の方が19名、そして納税課の方は12名の配属というふうになっております。

以上です。

議長（成田政彦君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 高額滞納者の関係について御答弁申し上げます。

一定誠意をもって分納に応じていただいている方については、今の不動産差し押さえをつけたままで、一応分納を履行していただくということで進めておるところでございます。ただ、誠意を示していただけない方については、銀行預金もう既に何件かやりまして、えらいおしかりのお電話もいただいておりますけれども、我々といましては、銀行預金のみならず、今それぞれ皆様方がおかけになっておられます生命保険、これについても着手をいたしまして、既に解約をするぞというところまで我々もう話をさせていただいているところでございます。

そういう意味からも、強い姿勢で臨んでいくことで初めて取り立てができるものと我々は思っておりますので、今後もその方針で進んでいきたいというふうに思っております。

それと、あと徴収率の問題でございますけども、

市税全体に占める滞納繰越分が15%を超えてまいりますと、どうしても徴収率に影響いたしてまいります。現年を100とったところで85%という徴収率にしかありませんので、その辺から滞納額を減らす努力、いわゆる現年から滞納繰り越しに持っていかない努力を現在進めているところでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 先ほどの質問で課税課と納税課の役割聞いとるんですけども、その御答弁なかった。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 済みません。答弁漏れがありまして、申しわけないです。

課税課と納税課、課税の方はあくまでもやはり税を課税して 課税というんですか、当然、法人それから市民税ありますよね。それから固定資産税係もあるんですけども、そういった中で各一般の納税者の方に切符を切って送ると。そして課税を促す課というふうに御理解願いたいと思います。

それと、あと納税課につきましては、管理係と収納係とあるんですけども、管理係については過誤納の分とかそういったことに関する事、それから収納につきましては、税の滞納の徴収でありますとか、あるいは市税の収入整理といった事務分掌になっているということでございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） どうもね、何か漫才聞いとるような答弁みたいになっとるんです。

私が言いたいのは、滞納がこれだけふえてますよと。現年は一生懸命努力されてやってるんですけど、滞納がふえている。そういう中で課税課と納税課の役割を見たときに、課税課は税の通知をすところやと理解するわけです。それで、納税課はその通知した税をもらいに行く。払ってもらえると。単純にそういうふうに理解してるんですけども、そういうときに、この人員配置を見たときに、課税課が19人で納税課が12人という数字が適正であるかどうかということが問われるんじゃ

ないかと思うんですよ。税をかける課の方に人員がより多く配置されており、税を徴収する課の方がはるかに7名も人員少ないわけなんですわね。そういう形の中で本来の徴収事務ができるんか。

この辺のところで見ますと、地方税、膨らむ滞納額ということではいろんな自治体のあれが出とるんですけどね、大阪府の堺市は今年11月、滞納対策要員を2倍近くに増員して税の徴収をやるというふうな報道がされてるんですけども、この人員配置についてはどのように考えておられるのか、お願いします。

議長（成田政彦君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 人員の配置の関係ですけども、私ども納税課は12名いただいております。その上に、12月には助役以下次長さんまで臨戸徴収をお願いし、2月には課長級の皆さんをお願いをして、寒い中、臨戸徴収に回っていただいております。

ただ、この臨戸徴収の方法につきましても、前回の対策委員会の席上で、納税課員と2人ペアで回るのはではなく、いろんな方法を模索していきたいということを一応御提案させていただいてるところでございますので、我々といたしましては、2人ペアで回るのはなしに、今後は課長級さんなり、部長級さんなり、2人1組でこの案件をいつまでにお願ひしますというような方策も考えて、少ない人員の中で考え、頭を働かせながら今後も徴収に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今、納税課長から、現在納税課の12人の仕事の割り振りとかその辺を説明させていただきました。ただ、この納税課、それから課税課の事務の配分から、職員の数が現在こういう状況でいいのかという御質問でございます。

御存じのように課税課の方は、法人、それから市民税、それから固定資産税、主にこの辺の事務を掌握しているわけでございますけども、市民税、それから法人、そして固定資産税 まあ固定資産税の場合は現在2名が1つの班を組みまして、そして外に出て行って調査とかやっております。

その中で現在この課税課については19名ということになっておるわけでございますけども、この人数が多いか少ないかという議論になりますと、これまた類似団体とか、その辺の比較もあろうかと思ひますけれども、現在この人員で31名ですか、それで納税、課税の体制でやっているということで御理解のほどお願いしたいと思ひます。議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） どうも、質問に対しての答弁がなっていないような感じがするんですけどね。

要は、税滞納ということのポイントに置いたときに、この人員配置 どちらかいうたら課税課はルーチンワークがほとんどやと思うんですよ。そういう中で、事務の効率化等々からいったときでも、やはりこの辺のところを見直しながら実際に税を徴収する作業にもっと傾注していかなければ、この徴収率というのは、僕は上がってこんと思うんですよ。今までどおりの仕事の仕方をしとるから、こういう状態が続いてるんじゃないかというふうな感じするんですよ。

そういう中で、確かに部全体としては31名という人員を配置されているんですけども、この配置の構成もそろそろ考えて、滞納をされてる人にどれだけ早く税を納めてもらうかということを実際に考えていかんと、この数値全然変わってこんと思ひますよ。府下最低ワーストワンと、こういう不名誉なことを何年言い続けてきてるんかね。その辺の仕事のあり方、税の徴収のあり方についても、いま一度僕は再考すべきじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどういうふうなお考えなのか。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 我々この市税につきましては、当然泉南市の財政の一番根幹で、収入の一番根幹になるという形で、この確保につきましては、一番大きな課題ということで取り組んでおるところでございます。

ただ、この滞納の整理の問題につきましては、組織的にこれからもその充実については図っていくということは、我々常に思っております。そして、この4月も高額の滞納者に対する滞納整理班ということで、専門的に人員を配置

したということもございます。ですから、これからもこの徴収強化につきましては、その組織もこれからは再考もしていく必要もあるということでございますが、強化をしていくということで御理解のほどお願いしたいと思うんです。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） その辺のところを強化してもらって、本当に市民が、善良な納税者が納付できるようなやっぱり徴収をやってもらいたいと思います。

そこで、本来のこの市税の徴収の方に入んですけども、普通徴収と特別徴収の中で、特別徴収は一般の勤労者ということで天引きされているわけなんですけども、この特徴が、ずっと見たとき100%入っていないんですよ。なぜ100%皆

消費税の益税みたいな考え方があるんか。要は、働いた従業員から会社が天引きしたお金をずっと市に納税されてないと。この数値を見ますと、去年なんか約99.37%で1,080万ほどが払われてないわけなんですわね。12年度で見ても98%ぐらいということで、特徴でなぜ100%に至らないのかと、その辺のところを答弁をお願いしたいのと、特徴の納付回数ほどの程度になっておるのか、お願いします。

議長（成田政彦君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 議員御指摘のとおり、特別徴収に関しましてもほぼ98から99で推移をしておるところでございます。ただ、特徴と申しますのは、6月から翌年5月まで12回に割ってそれぞれ特別徴収義務者が給料から天引きをしていただきまして、翌月の10日に納付をしていただくというシステムになってございます。

なぜ、100%にならないのかという御質問でございますが、会社の方が徴収をいたしまして翌月の10日に納めるわけでございますけども、その間、大きなところになりますと、かなりの金額になりますんで、会社の資金運用とかそういうこともあってのことかというふうに我々は推察しているところでございます。

ただ、私どもといたしましても、本年の10月から11月にかけて、特別徴収の整理をするということで大阪府下一斉に回らせていただきま

したところ、かなりの会社が既になくなっていくというのが現状でございます。これにつきましても、会社の方から移動届というのを課税課の方に出していただきまして、天引きできない税については普通徴収に落とすという制度があるわけでございますが、会社がなくなってる現状を見ますと、そういう届けもなされていないというふうに我々考えておりますので、その分が残ってきているというふうに我々理解しているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 毎月翌月の10日ということで支払いしてもらおうようにしているというふうな御答弁ですけども、会社の存続自体、消滅してしまうので取れないという答弁なんですけども、その会社が消滅するという情報はどういう形で入ってくるんですかね。常に毎月毎月ちゃんとした特徴の納税額を納めているのに、ある月入ってこなかったという時点でわかるのか、それとも何カ月間か入ってこない事態で、あっ、この会社はおかしいぞ、ちょっと調べてみる必要があるんじゃないかというふうな時点でわかるのか、その辺のところはどうなんでしょうかね。

議長（成田政彦君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 会社の存続の認知の方法でございますが、私どもは毎日官報を見ておりますし、官報にも掲載されてるときには、すぐに破産とかという形式でございますけども、弁護士が確定しておりますと、そこに交付要求をする。あるいは3カ月なり入ってこないときには、督促状にも応答していただけないという場合がございますんで、そのようなときには、近くであればすぐに会社の様子を見に行くとか、そういう方法をとっておりますが、主には裁判所からの通知あるいは官報、弁護士からの通知で認知をしているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） どうしてもまだ98から99%ぐらいはキープされているんですけども、やむを得ないというところもあるわけなんで

すわね。

それと、この普通徴収で見ますと、過去5年間の数字でいきますと平成9年が79.74、平成10年が85.99、11年が87.99、12年が91.31、13年が93.42という数字をいただいておりますけど、平成9年が79.74と極端に低うございます。後の平成10年からは89、87という形でかなり率が上がってきてるんですけども、この辺は徴収の方法を変えられたのか、それとももっともって厳しく取り立てたから

平成9年から平成10年について約10ポイントほど上がるとんですけど、その辺はどういうふうに理解したらよろしいんですか。

議長（成田政彦君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） 普通徴収の徴収率についてでございます。

議員御指摘のとおり、平成9年度79.74とかなり低うございます。これにつきましては、平成9年当時、やっぱり調定額が8億9,000万ほどございます。平成10年になりますと6億6,000万、2億3,000万程度の落ちがございまして、我々といたしましても、徴収方法を変えたとか、そういうことはその時点ではございません。ただ、全体的な徴収率を見ましても、平成9年度にかなりの落ち込みを見ているところでございますので、その辺、全体的に悪かったのではないかというふうに私、推察しているところでございます。

ただ、我々といたしましても現年の徴収に力を注ぐ中で、平成12年度から90%台に乗ってくるという状況に來ましたんで、特段変えたということもございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 先ほどの答弁の中から、現年をいかに取って滞繰に持っていけないような努力をしているということは、現年も95.何%ということで、ちょっとずつ上がっているんでそれは評価するんですけども、やはりこの滞繰の方のところの取り立てを 市民の風潮として、要は5年間ほっとけば税金払わんでええんやぞと、そういうふうな風潮を打ち消すためにも、この滞繰については、ちゃんとした失効停止、時効停止等々

のあれをされて、またさらなる徴収率の向上、なおかつ市税収入の方に励んでいただきたいと思っております。

それと、この健全化計画の中で収入の予測をされとるんですけど、平成14年度の市有地の売却、8,654万というふうな形でやっておられるんですけども、もう平成14年度はあと3カ月なんですわね。実際これが執行されてこの金額がちゃんとカウントできるんか。

それと、この市税の徴収強化の中で、それぞれの年度でこれだけの金額をカウントされてるんですけど、見込みとして、固定資産税が4億から5億減額になりますよというふうな中でこれだけの増額が本当に確実にできるのか。神田助役は全体のフレームの中で考えていきますよというふうな形ですけども、根幹になる歳入の中でこれだけ大きな金額カウントされて、なおかつこれが本当にできるのかと。そういうこと。既に、先ほど言いましたように、市有地の売却でも、これ本当にできるかというふうな感じるんですよ。

そういう観点から見たときに、この健全化計画の中の一番大きい歳入の中で、この市税等についてどういう取り組みをしようとして、この数字を本当に確保できるのか。前回の全員協議会の中でこの数字が確保できるかということをお聞きしたときの谷部長の答弁は、頑張っていくと精神論だけの御答弁やったと思うんですけども、その辺はどうふうに考えておられるのか、再度お願いしたい。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、この健全化計画の市税徴収強化の問題でございます。

この市税徴収強化の効果見込み額、数字を出さしていただきました。この分につきましては、我々今後も徴収率の向上に努力していくというところで、毎年0.5%ですか、徴収率を上げていきたいという形の数字を挙げさせていただきました。

そして、先ほど私答弁させていただきましたが、固定資産の来年度の調定額の減少については、4億から5億出てくるのではないかということ。その中で市税が実際に確保されるのかという問題でございます。これにつきましては、当然市税、今

の状況では課税標準価額がどれくらい落ちてくるというところまではまだ把握してないですけども、見込みでそれぐらいの数字を言わしていただきました。

ただ、この市税の減少につきましては、ある程度1つ交付税とリンクされているわけですが、すけれども、この税収の減額につきましては、当然基準財政収入額の方で減額になるということもありまして、これが全額ではありませんけども、それは交付税の原資の方の増額に反面影響してくるということも我々は考えております。

ですから、この財政健全化につきましては、その都度その都度いつも申し上げておりますけれども、毎年度ローリングしながら歳入を見ていく、そしてそれに伴って歳出の削減なりあるいは効率的に運営していくということで、今後の財政健全化を進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） こればかりやっとするわけにいかんのもう終わりますけども、やはり立てた計画というのは、実行されて初めてそれができ上がったということになるんで、その辺のところ、ちゃんとやってほしいと思います。

それと、環境問題についてですけども、市長の方から御答弁ありましたように、ダイオキシンの排出量については、かなり、規制値1ナノに対してその1万分の1ぐらいの数値が出ておりますんで、当初改造後はこういう数値であったがということにならんように、この数値をいかに維持していくかということが今後の課題になってくると思いますんで、その辺のところをよろしく要望としてお願いしときます。

それと、庁舎の防犯体制についてですけども、委託して夜間2名でやっているということ、それから計4回の巡回をやっていると。にもかかわらず、現実的に被害が発生するというふうなことを考えると、この庁舎内の防犯体制についても、やはり巡回だけではでき得ないことがあるんじゃないかと思うんですけどね。

その辺について、やはり巡回でカバーできなければ全体的な考え方の中で、各課の入り口とかに

エリアセンサー等の設置をしながら、巡回でカバーできないところをそのエリアセンサー的な機器でやるというふうな考え方はないんですかね。その辺のところ、お願いします。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 確かに、巡回と巡回の間の時間帯というのはあきますから、その辺の問題はあろうかと思えます。

先ほども御答弁さしていたいたきましたけれども、感知センサーにつきましても、今職員の出入り口、タイムカードのそこにはセンサーはついてはいるんですけども、他のところにはついていないということなので、増設等について検討を進めろということで、現在検討さしてるところでございます。これは費用を伴いますけども、その辺は当然必要だろうというふうに認識をしておりますので、これは引き続き検討はさせていただくというふうに考えております。

それと、市役所の場合、出入り口がかなり多いという問題がありまして、時間帯に 残業なりした場合、特に別のところから出た場合、確認できないという面も出てきますので、夜間は警備員の方で6時以降の残業等はチェックするようになっています。それと、残業が終わった場合、警備員の方に連絡をして、連絡があればすぐそこが施錠しているかどうかの確認をしに行かずというような体制を引き続きとっていくということで、当面そういう対応をとってまいりたいというふうに思いますけれども、あと、先ほど申し上げましたように、当然機器等の設置も必要だという認識を持って我々としては対応していくというふうに考えております。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） そういう人で対応できないところは機器で対応していくと、そういうふうに今検討しているということの御答弁でございましたので、検討だけじゃなくて実施を踏まえた中の検討ということにさせていただかないと、検討しますというのは、行政用語でやりませんというふうなことになるのではないかと危惧しておりますんで、検討したらその結果どういうふうの実施するかということ。

これね、ほんとに簡単に泥棒が入りましたというて、盗られたのが職員の机の中の現金とかいうことで済んでますけどね、ほんとに個人情報、プライバシーに関するような情報が盗難に遭った場合、これは大変な問題になるんですよ。そういうことを考え、踏まえた中で、やはり市役所の中は個人情報の宝庫やというふうに思ってますから、私は、その辺のセキュリティーをどういうふうにやっていこうかと。これは一生懸命ちゃんとやってもらわんと、ただ単に盗難が起きました、はい警察に届けを出しましたということでは済まない問題になると思いますんで、その辺のところを再度よろしく願いしときます。

それと、介護保険制度のところでいろんな答弁されたんですけどね、どうも質問者の趣旨を全然理解されてないのと違うかなというふうな形するんですわ。それから、認定作業についても、1次聞き取り、それからコンピューターによる判定、なおかつ最終的には5名か6名で構成される人らの判定で決まっていくというふうな形になっていると思うんですけども、そういうことじゃなしに、この2年半やって、実際この介護認定を受けた人らからどういうふうな苦情があったんか、その辺のところをもっとちゃんとした報告をしてほしいんですわ。

それと、保険料についても、今3,350円ですわね。それがどのようになるのかというのも、1つはこれ今の介護を受ける人らの大切なあれやと思うんですわ。

それから、既に来年の4月1日から改定されるんでしょう。そういうことを踏まえれば、もうその辺のところは既にクリアされてると思うんですけどね、その辺の介護の保険料はどのようになっていくのか、再度お願いいたします。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。早くお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず私の方から、介護保険料の関係を御答弁申し上げます。

現在、3,350円ということですが、来年度に向けて今現在検討いたしております、きのうの答弁

の中にもございましたように、基金の取り崩しを行いまして、できる限り現行の介護保険料とそう変わらないような金額で抑えたいというように今現在考えておるところでございます。

そして、苦情の内容等につきましては、担当課長の方から御答弁申し上げます。

議長（成田政彦君） 時間がないので簡単をお願いします。岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 先ほど部長が御説明申し上げましたように、認定に關しましての苦情というのは四十数件ございまして、それらの方につきましては再度認定の申請をしていただきまして、そのことによってクリアしてるところでございます。

議長（成田政彦君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

次に11番、松本雪美君の質問を許可いたします。松本議員。

11番（松本雪美君） おはようございます。日本共産党の松本雪美です。2002年第4回定例会において質問をいたします。

一人一人の人間を大切にすること、これが日本国憲法の根本精神です。今、自民党政治は、この根本精神を余りにもないがしろにし、暮らしや福祉、教育を冷たく切り捨てる政治を強行しています。私は日本共産党の一員として、男女平等、人権、民主主義を守り、特に子供やお年寄りが大切にされる社会を目指して、憲法を21世紀の国づくりに生かす政治を目指して頑張っていきたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

大綱1点目は、福祉制度についてです。

来年4月から新しく始まる障害者の支援費制度についてであります。財界や自民党が推し進める社会福祉基礎構造改革の名のもとに、障害者分野では支援費制度が導入されます。

長く国と自治体の義務的な仕事として、福祉事務所でケースワーカーなどの専門的な職員が障害者やその家族の相談に乗り、施設や在宅サービスの提供に責任を持ってきた措置制度から、障害者自身が個人の責任で、自分でサービス事業を選んで契約を結び、サービスを受けるという仕組みに

なる支援費制度に変わるわけでありませう。

措置は役所の押しつけだ、自由に選べる方がいい、これからは自立した個人の考え方が尊重される、民間が競争すればサービスの量も質も向上すると言ひ、障害者福祉にも市場原理を持ち込むこの支援費制度は、多くの問題を含んでおります。

1つ例を挙げてみると、障害者自身が自立し、自分で事業所と契約せよというけれども、意志能力がない、十分でない知的障害者自身は、自分で契約すること自体困難なことであります。後見人制度をつくったけれど、利用するたびに費用がかかるなど、皆さんにも御紹介しておきたいと思ひます。

お尋ねしたいことの1つは、今度の支援費制度になったら必要な情報が得られるか、選べるだけの十分なサービスがあるか、サービスを受けるための利用料が負担増にならないかなどなど、障害者にとって大きな不安が押し寄せていること。当市の対応はいかがでしょうか。

2つ目は、障害者施設運営にかかわって支援費が低く抑えられ、経営が成り立つかどうかということについても不安でいっぱいだという声が聞こえております。

11月17日、第36回障害者の生活と健康、権利を守る全国集会が開かれ、滋賀の知的障害者授産施設、定員は30人らしいですけれども、この理事長は、試算すると支援費への移行で年間600万円もの赤字になる。これでは倒産へ追い込まれる。最重度の知的障害者の中には施設の中だからこそ生きていける障害者がいることを知ってほしい。障害や施設の種類を超え、自治体に改善を要求している、と報告されたそうであります。

質問の2つ目は、支援費制度導入に当たり、国の政令に基づいて市町村が自主的に基準を設定できるようになったということであります。支援費制度のもとで障害者の実態に見合ったものへと市の裁量で充実させ、市独自の施策を講じるべきだと思います。そして、施設運営にかかわっても、その機能と役割を十分に果たせるよう、措置制度のもとで現行水準を絶対に後退させることはないということ、このことをお尋ねしたいと思ひます。

質問のその2は、来年から始まる支援費制度の

もとで、市のヘルパー室を廃止する計画と聞きました。これまで高齢者介護も含めて30年もの長い間、ヘルパー派遣事業を実施してきたこの泉南市で、市民から大変喜ばれてきた事業でありました。この市の誇るべきヘルパー派遣の歴史に幕をおろしてしまうなど、弱者を切り捨てる方向に怒りでいっぱいあります。あいびああのデイサービスは、市が事業所として立ち上げていくというのですから、ヘルパーサービス事業も市が主体的に施策として位置づけて存続を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福祉行政の2点目は、保育所の問題です。

この間、信達保育所の老朽化問題を何度か取り上げてきましたが、築26年を超えました。現場の状況は、他の保育所と比べてひどい傷みようであります。

今の厳しい財政状況のもとで建てかえは到底無理ですね。そうであるならば、早急に大規模改修をやってください。もう待たなしの状況を市長は知っていらっしゃるのでしょうか。市長、信達保育所の実態を確認のために現場へ出向いてください。どんなに老朽化しているかを見てください。そして対策を考えてください。

大綱2点目は、3住宅の払い下げ問題で、所有権移転請求事件でやっと和解ができたとの報告を受け、ほっとしています。

平成11年1月、所有権移転請求の訴えを起こし、第1審では住民が敗訴をしました。そして、13年11月には住民側が控訴をしていました。14年12月4日、和解成立ということでありませう。

市が弁護士に支払った第1審の着手金は約855万円、そして第2審では660万円、この後議案で提案される和解成立の弁護士への成功報酬金は約600万円近くと、これまでのこうしたお金を全部合わせてみましたら、100万円余りと、大変な費用を要する結果となりました。そして、今回の和解金、1人127万、64件ですから、230万円ということです。さらに、平成5年度策定、実施されたマスタープランでは、1,030万円も使ったそうであります。合わせて1億円以上のお金をこの住宅問題で投入しているというこ

とは、はっきりとしています。

先日聞いたところによりますと、3住宅の住民側も弁護士費用は1,200万円にも達していると言っていました。本当にこの間、両者ともたくさんのお金を使い、忙しいさなかであろうが、このことに費やした時間はもったいない限りであります。もっと早く、お互いに意地を張らずに3住宅の住民と市も本音で話し合っておればこんなにもつれずに済んでいたのにと、今さらながらに思うところであります。

さて、第3項には、本件住宅関係の整備につき今後当事者間で協議をするとありますが、もろもろの問題は残っているけれど、住民の要望も受け入れ、可能な限りその隘路を見出していきたくと市長もお答えになっております。このことはどんな意味を持っているのか理解しがたい中身であり、お答え願いたいと思います。

大綱3点目は、住みよいまちづくりについてです。

その1は、開発指導要綱の改正で二重括弧の改正です。14年末をもって開発協力寄附金を廃止することを計画されているようです。この趣旨は、開発時に居住する住民のために周辺の公共施設、学校や道路などを整備するため開発業者にも負担をしてもらうとして、続けられてきた制度であります。

市は、今後開発業者の後追いで、財政状況の悪い中で市民の税金をつぎ込まなくてはならないことが起こるのではないかと不安であります。開発業者の利益につながる規制緩和をやめるべきです。他市はどうであろうと、泉南市は毅然とした態度でこの制度を守り切ってほしいと思います。

その3は、市がやる気になれば今すぐ取り組めるバリアフリーのまちづくりです。

和泉砂川駅を含む市内の4駅のバリアフリー化です。例えば、和泉砂川駅のあの長い、高い、下から見上げるだけでもうんざりする駅の階段です。障害者も高齢者も利用しやすい駅へという方向へ1人乗りのリフトをつけることなど、多額の費用がかかるわけではありません。市も必要な費用を

出してJRと交渉してみてもどうでしょうか。

また、砂川駅から市役所、府道泉佐野岩出線を見ますと、歩道にフラワーポットを置いているところ、電柱や標識が歩道に立っているところ、歩道が駐車場や駐輪場になっているところ、車道と歩道の段差で歩行者も自転車も通行者は大変な思いでここを通っている、こんなところをたくさん私も目にしています。このような状況を改善する。そのために市は今すぐ取り組むべきであります。

大綱4点目は、環境問題です。

株式会社セイコーが廃業した後に、古紙のリサイクルをとということでトイレトペーパーなどを製造するリバース株式会社が進出するということが操業準備が進められているそうであります。地場産業が衰退するこの泉南市において新たな雇用を創出する優良企業の誘致は喜ばしいのではありますけれども、リバース株式会社は少し問題を含んでいるんだと思います。そういう問題が解決できればと私は思います。

奈良県御所市の産廃処分場を営む南都興産の子会社だということであります。南都興産の産廃処分場から曾我川に放流される処理水は、鉛は2倍、アンモニアは3倍と、はるかに排水基準をオーバーしていた。こういう水が放流されていたことが判明し、環境を守るために御所市の市長は、奈良県知事に調査と改善要望を提出するなど市民の不安を取り除くために努力されたそうであります。この南都興産がセイコーの経営者を採用してリバースという子会社をつくりました。1日2,500トンもの古紙を原料とし、1,500トンのリサイクル紙を製造するというのであります。

パンフレットにも紹介されておりました。原料と製品との差は1,000トンですが、当然廃棄物も大量に出るでしょう。大量の水を使い、古紙を溶解し、インクを分離して異物やごみを取り除き、洗浄、漂白して、トイレトペーパーができ上がるそうあります。

既設の焼却炉を使い、廃棄物の焼却、処分はもとより、工場から処理される処理水の放流で浜地域の環境悪化が進むことがあっては大変です。基準以上のダイオキシンの発生は、泉南市や阪南市

の住民を不安に陥れることとなります。市は住民の環境を守るために、リバーサイド環境基準をきちり守るようにぜひ申し入れてほしいと思います。

大綱5点目は、社会教育についてです。

市民の利用者があってこそ成り立つ社会教育施設が、図書館や公民館であります。行革大綱は、図書館の開館時間の延長が盛り込まれました。日常的に1日の仕事を終わった人が図書館に立ち寄り本を借りたくても、5時には閉館されます。必要な人材を配置し、働く人のために開館時間の延長を求めるものであります。

公民館は月曜日午後、火曜日は1日休館です。新家公民館は月曜、火曜も開館されています。利用者が多い少ないでの判断で他の公民館との格差をつけることは、おかしいと思います。市民の要求あるところに社会教育施設の役割は存在することを再確認して、休館日をなくしてください。

私の質問は以上です。あとはまた議席から質問させていただきます。

議長（成田政彦君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、住宅問題についてお答えを申し上げます。

所有権移転登記手続請求控訴事件において、原告は第1審判決を不服といたしまして大阪高等裁判所に平成13年11月27日控訴されまして、14年2月5日に控訴理由書を提出され、平成14年8月30日付で訴えの追加的変更の申し立てが出されました。平成14年7月9日から12月4日までの間、計6回にわたりまして和解を前提とした話し合いを重ねてまいりました結果、今回の和解に至ったものでございます。

これからの住宅問題の今後のあり方につきましては、和解調書にもありますように、住宅関係の整備につき、今後当事者間で協議するという内容になっております。したがって、議案でも御提案しておりますこの和解の案件につき、議会の承認を得ましたならば、この和解が正式に成立することとなります。その後、今後の整備方向について協議をするということにいたしております。

具体性がないというお話でございますが、今の時点では、こういう書き方しかやむを得ないとい

うふうには思っております。基本的には建てかえといいますが、そういう方向を我々は示しておるわけでございます。

ただ、今回の和解によりまして、裁判以前の状態といいますが、そういうところへ戻される、戻るというふうに思っております。で、立ち返りますと、当時として、入居者の皆さんは払い下げと、我々は建てかえと、こういう非常に距離のある話でございました。ただ、その中でうまく解決する方法がないかどうかということを探しようということまでいっておたわけでございます。しかしながら、訴訟に至ったという経緯がございます。

したがって、今回の和解によりまして、お互いの過去のいろんないきさつについては清算できると。感情的なものも含めてですね。したがって、我々と入居者の皆さんとの信頼関係が回復されると、このように考えております。その中で今後解決方法を見出していきたい。これはまだ具体的にどういう形かということについては今後の協議ということにいたしておりますので、この和解成立後、お互い誠意を持って解決に向けて努力をしていきたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から支援費制度と保育所の関係について御答弁申し上げます。

御承知のとおり、社会福祉事業法の全面改正によりまして社会福祉の共通基盤制度が大幅に見直され、障害者施策についても、従来の措置制度から障害者自身がみずからサービスを選択し、サービス提供者となる事業者と対等の関係に立って契約を結びサービスを利用する支援費制度に平成15年4月から移行されます。

この制度移行に当たり、本市においても広報による啓発、また窓口対応での啓発周知はもちろん、すべての手帳保持者に対する通知などで制度周知を図ってきたとともに、本年10月末から新制度利用に伴う利用申請受け付け開始のお知らせを行い、申請受け付け並びに支給決定に伴う聞き取り調査を現在順次進めているところでございます。

さて、従来の措置制度とこの新制度との違いで

ございますが、新制度のもとでは、利用者が事業者と契約を交わしてサービス利用を行うなど手続が異なる点や、利用者負担基準、サービス供給主体の問題などが挙げられると思います。

まず、契約等新しい手続については、新制度利用申請に伴う調査等で個別に詳しく利用者に説明していき、実際の利用に当たっても、利用者が円滑に新制度を利用できるよう相談・支援体制の充実に努めていく所存でございます。

また、契約に当たっては、利用者本人と指定事業者等との締結が原則となりますが、知的障害者等の意思能力が不十分な場合は、地域権利擁護事業や成年後見制度の活用により、契約行為が可能な法的仕組みも整備されてございます。

次に、利用者負担基準でございますが、今回示されました国基準案を見ましても、月額上限額が制定されるなど低所得者層に対する配慮も行われており、現行措置制度の水準を上回らない負担であると考えております。

さらに、サービス供給主体についてですが、支援費基準単価やその適用基準の解釈が国の方で定まらない中、大阪府での事業者指定申請が低調に推移している状況ではありますが、本市としても、多様なサービス提供主体の創出が本制度の趣旨でもあることから、市内並びに近隣の障害者施設や介護保険事業者等に積極的に働きかけ、事業所指定申請の勧奨に鋭意努めているところであり、この点御理解いただきたく存じます。

また、新制度移行に伴う施設運営に関する質問ですが、サービスを現在お使いの利用者の皆様が今までと変わりなく同様のサービスを受けられることが一番大切であるとの認識から、利用者のニーズを十分吸い上げた上で、それにこたえ得るサービス内容や供給量について、必要とあれば応分の支援体制を今後検討してまいりたいと考えております。

さらに、本市ヘルパー制度と支援費制度との関係ですが、本市においても現行制度のもとで実施しています身障デイスサービス事業につきましては、近隣にかわるものがない事業であるとの認識から、新制度下においても継続して事業展開を行うべく、現在、大阪府に対し事業所指定を申請中でござい

ます。

現行のホームヘルプ・ガイドヘルプ事業につきましては、新制度の趣旨、つまりサービス供給主体の多様化、サービス提供量の拡大の観点から、本市直営事業という形態をとらず、民間事業者の積極的な事業参入にゆだねる予定でございます。

現行の措置制度のもと、長年本市障害者施策の中核をなしてきたサービスであったことは十分認識しているところでございますが、新制度移行に向け、利用者ニーズの増大等考える中、民間事業者の参入にゆだねることで福祉サービスのすそ野が拡大し、利用者の側からも選択の幅が広がるものと期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、利用者が従前の措置制度と比べ違和感を覚えることがなくサービス利用ができることが我々の責務と考え、全力を挙げ新制度移行準備に取り組んでいるところでありますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、保育所問題について御答弁申し上げます。

各保育所とも、既に建築後一番古い施設で31年、新しい施設で25年を経過しております。5カ所ある施設のうち、設置の古い順に2カ所の保育所は大規模改修を行っておりますが、残る3カ所につきましても各施設とも老朽化が進んでおります。

私ども施設を担当する者として、施設の状況把握に努めることが責務でありますので、日々各施設の状況把握に努めておりますので、議員御指摘の分につきましては十分掌握してございます。次代を担う大事な子供たちを預かっておりますので、施設の安全管理面につきましては、憂慮すべきことは十分に認識いたしておりますので、厳しい財政状況の中ではありますが、施設の安全管理を怠ることはできませんので、緊急性が必要なところから順次改修に努めてまいります。

また、施設の改善、改修の必要性であります。私ども施設を所管する立場からは、現状の施設の状況は十分に認識しておりますので、大規模改修の必要性はあるとは考えておりますので、財政的には厳しい状況ではありますが、大規模改修に向

けたあらゆる手法を模索しながら、施設の改善、改修のあり方を十分に検証してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、住みよいまちづくりにつきましてお答えいたします。

まず、開発指導要綱の改正についてでございますが、本市におきましては、開発指導要綱によりまして開発事業について一定の基準により適正な指導を行い、良好な都市環境の形成に寄与し、また公共公益施設の整備における応分の負担を求めることで一定の役割を果たしてまいりました。

しかしながら、今、開発指導を取り巻く環境は、技術的な向上、また近年の社会経済状況の変化、公共公益施設の需要の変化、また関係省庁からたび重なる通達等による指導要綱の行き過ぎの是正の徹底や、寄附金、負担金等は関係事業者等の理解と協力のもとに受け入れるべき性格のものであることに配慮すること等の問題点を指摘されるなどの状況に置かれております。

こうした状況を踏まえ、平成6年11月1日以降に運用してまいりました開発指導要綱につきまして、技術基準については、改正後約8年が経過しておりますため、現行の技術基準等に整合を図ってまいりたいと考えております。

また、開発区域内に歩道を設置する場合には、歩道と車道の段差を少なくし、出入り口による歩道の切り下げや、歩道のうねりを減らそうと、バリアフリー対応にすることにしております。さらに、原則として道路幅員が5.9メートル以下の道路には電柱等を設置しないものとし、歩行者や自転車、また障害者が電柱等迂回することなく通行できるように配慮しております。

開発協力寄附金の廃止につきましては、さきに述べましたように、関係省庁からたび重なる通達等がございまして、堺市以南の泉州各市町におきましてもこの開発協力寄附金の見直しが行われておりまして、ほとんどの市町におきまして、全面廃止あるいは一定規模以下の開発については廃止されているところでございます。

こうした情勢を踏まえ、今後も引き続き開発協

力寄附金を徴収していくことは困難であると思われるので、技術基準等の整合、環境の改善や安全対応策とあわせ、開発協力寄附金の廃止等の改正を予定しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、待たれている駅のバリアフリー化につきましてお答えいたします。

去る平成12年11月に施行されました高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法に基づきまして、泉南市におきましてもこれを受け、本年7月末から和泉砂川駅構内、駅前、駅周辺道路を含みまして総合福祉センターまでの間につきましてバリアフリー化をすべく、高齢者、障害者、地域住民、特定事業者、学識者等で構成しますバリアフリー基本構想策定協議会を設置し、アンケートやタウンウォッチングによるバリアフリーの点検を行い、住民参加による基本構想の策定に鋭意取り組んでいるところでございます。

議員御指摘の駅における移動の円滑化は、高齢者や障害者の方々にとりましては切実なる要望であると認識しておりますので、御指摘の和泉砂川駅の例を示されましたが、リフト等の設置でございますけれども、御指摘の点も踏まえまして、各交通機関に働きかけてまいりたいと考えております。

また、現在策定中の基本構想につきましても、公共交通機関との協議調整、また関係各課とも連携を図りながら、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

続きまして、歩行者が安心して通れる歩道の改善をということでございますが、歩行者、特に高齢者や障害者の方々には支障となります要因として考えられます段差、歩道上の電柱、電話柱、交通標識柱、看板等につきましては、設置者に対し改善等を求めるなど障害物の撤去に努めているところでございます。

しかしながら、路線も多く、現場の状況等によりまして御迷惑をおかけしている箇所があるかと存じておりますが、今後とも歩道のバリアフリー化に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 事業所の開設による環境問題について御答弁申し上げます。

工場等の事業を開始する場合には、大阪府条例や市の条例、あるいは各関係法律に基づきまして、事業活動に伴って生じる大気汚染、水質の汚濁等によって人の健康または生活環境に係る被害が生じないよう、それらを防止するため必要な措置を講じる義務を事業者は有しております。事業所の開設、事業の開始時には、その大気あるいは水質等のそれぞれの規定に従って届け出、あるいは許可が必要になってまいります。

お尋ねの株式会社リバースについてでございますが、製造品目が以前の段ボールからトイレットペーパーの製造と多少変わっておりますが、製紙工場であり、各届け出や許可関係は大阪府からは基本的に継承と聞いており、現在そのそれぞれの事務手続についての事前協議中であると同っております。それらの協議が調い次第、市を経由し、大阪府に申請となる予定でございます。

また、事業開始後につきましても、それぞれの条例規定に従いまして、事業者は基準値あるいは規制値の遵守義務が生じ、測定の義務もあわせて生じます。各事業者に対しましては、大阪府とともに定期的に立入検査を行っており、今後とも事業者に対する監視、指導を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（成田政彦君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 社会教育についてのうち、市立図書館の開館時間延長についての御質問にお答えをしたいと思います。

この問題につきましては、以前からその必要性を認識しておりまして、先ほど御指摘のように、本市の行財政改革大綱に基づく実施計画の項目の中にも包含されております。目下、実施に向けて鋭意検討を行っているところであります。

ただ、現実問題といたしまして、本市立図書館の立地状況を見ますと、最近のことではあるんですが、隣にありました済生会泉南病院が移転したことや、あるいは大型電器店が閉店したことなどで、従前にも増しまして夜間の人通りが少なくなっており、来館者の安全、また図書館では女子職員が占める比率が高い職場であるというようなこ

とから、保安上からの心配な点もございます。さらに、光熱水費や空調管理委託費、あるいは職員人件費等、いろいろな経費面での増加が絡んでまいります。

したがって、できるだけ経費増を抑えながら、施設や職員の安全管理も考慮しつつ、開館時間の変更について早期実施を図りたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 公民館の休館日を少なくしてほしいという御質問ございましたので、お答え申し上げます。

まず最初に、新家公民館の例が出ましたので、その方から入ってまいります。

本市では、市立公民館が4館ございます。新家、信達、西信達、樽井、この4館でございますが、新家公民館のみ他の公民館と若干異なる対応をとっているのが現実でございます。

といいますのは、まず1つは、新家公民館は4つの公民館のうちで最も部屋数が少ないという理由があります。4室しかありません。

2つ目には、新家地区については、現在の公民館が昭和45年の市制施行の年の秋にオープンいたしました。その後急激な宅地開発が進んで人口増が著しいと、利用希望に沿えないことが多かった。

あるいは3つ目には、新家公民館はJR阪和線から山手側でただ1つの公民館であるというような理由、状況を勘案しまして、弾力的運用として、数年前から本来の休館日に申し込みがあった場合に限ってその使用を受け入れております。したがって、新家公民館を取り巻く状況が改善されるめどが立つまで、この弾力的運用はいましばらく継続して進めたいと、そう考えております。

休館日を減らすという御質問でございました。これはつまり開館日をふやすということでございますが、一方で職員数の増、光熱水費の増、あるいは管理委託料の増など、さまざまな経費の増加としてはね返ってくるということもございまして、したがって、直ちに公民館の休館日を減らすということは、市にとって新たな負担となってあらわ

れてまいりますので、当面は現在の開館体制を御理解いただきたいと考えます。

なお、公民館の状況をもう少し述べさせていただきますと……（松本雪美君「もう結構。もういいです」と呼ぶ）最後にちょっと1つだけ言わせていただきたいことがございます。

これは市民の皆さんにも今後協力 強制ではございません。当然、協力ということでお願いしたいのでございますが、会議を開く、つまり貸し館ということでお借りされる場合、人数の点もあるかと思いますが、公民館そのものの事業、最近非常に現代的な課題にマッチした事業を多くやっております。他の施設の利用も今後利用者の方には会議程度であれば御検討いただきたい。本来の公民館事業というのがますます多角化、ふえておりますので、その辺はお願いということで呼びかけてまいりたいと、そう考えております。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 時間が余りありませんので、もう的確に質問したいと思えます。

市長さんにはちょっと悪いんですけど、写真撮ってきたんで、これ信達保育所の傷んでいる部分の写真ですので、見ていただけたら。

議長（成田政彦君） 議長の許可が要りますよ、松本議員。 よろしい。

〔松本議員、向井市長に写真を示す〕

11番（松本雪美君） 市長さんは中身は知っておられるということですけども、とりあえず見ていただきました。

信達保育所はどここの保育所よりも老朽化が激しいんですね。シロアリで朽ちてて、窓枠なんかもひよっとしたら外れるんじゃないかという心配とか、それから人工芝の廊下は26年間ほこりがたまって、結局お掃除しても、人工芝ですから底にほこりがたまっている状況。

こういう余り好ましくないような施設状況でありましたから、そういう傷んだ状況を改善するということは、保育所では1年間通じて、休みはまあ土曜、日曜、祭日ね。それ以外は全部使ってますし、長時間にわたって子供たちを保育せねばならない。働く父母の皆さんのために子供をお預かりする施設ですね。だから、大規模改修するとし

たら、そのために必要なのは、代替でプレハブを建てたりして、その場所を設定しなければできないわけですね。学校だったら夏休み期間中に改修できますけどね。

そういう意味で、私は大規模改修にもう臨まざるを得ない状況に来ていると思います。見ていただいたとおりだということで。そうすると、昨日も済生会泉南病院のあいている建物のことについても、古いから撤去したいというような方向も示されておりましてけれども、私はそういうあいた施設を、使えるものであるならば、大規模改修の期間、約1年もかからないでしょう、そういう時期をそういうところを借りて早く取り組んでいただきたい。このまま放置しておくことはできない状況ということですね。

だから、その点で、泉南市の福祉事務所、それから市長さんのお考え、財政の皆さん、みんな確認をされておられる中で、これは絶対に放置できない状況です。そこのところをどういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

〔松本雪美君「市長答えてくださいよ。市長にお願いしてるんですよ。市長に」と呼ぶ〕
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 再度の質問についてお答え申し上げます。

信達保育所の件でございますが、今回の補正の中に信達保育所の廊下の人工芝、これの張りかえというんですか、改修の予算をお願いいたしておるところでございます。

また、シロアリの件につきましては、確かに御指摘のとおり、かなりシロアリで傷められておるところでございます。これにつきましては、我々担当部局といたしまして、最終的には大規模改修との必要性があるかという認識はいたしておるところでございますが、窓の枠の取りかえ等も計画に現在入れておるところでございます。

そういう中で、できる限り予算が財政的に十分余裕があるときであれば大規模改修という形で進められるわけでございますが、今すぐに大規模改修というわけにもまいりませんで、できる限りの改修に努めていきたいと。そして、子供の安全面を十分に守ってまいりたいと、このように考えて

おるところでございます。

そういうことで、順次そのような形で改修を進める計画でありますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず最初の質問で、現場確認というか、現場を知ってるかということでございましたけども、私、毎年各保育所を回っております。で、園長先生等に概略そのあたりのことは聞いておりますし、目でも見ております。

確かに、かなり長くなっておりますので、老朽化しているというのは確認しております。ただ、築28年ということで、本体そのものの耐用年数はまだまだ十分耐用できるというふうに考えておりますので、その中の造作とかあるいは施設とか、外回りも含めてでございますが、外装といいますか、こういうあたりについては、今後また健康福祉部からの事業計画に沿って逐次実施していくと、こういう方向で考えていきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 保育所の役割というのは、働く父母の皆さんの子供さんたちをお預かりして、長時間にわたって、子供たちを見ていただいているわけですよね。ここで働く保育士さんたちも、当然この現場では大変な状況だということで、人工芝なんかは、先ほども言いましたが、本当に不潔なんですね。だから、人工芝がめくれているから人工芝を張ったらええということでは解決にはなりません。それはわかっていただきたい。

それから、めくれておればコンクリがむき出してくるんですね。そこでひっくり返ればけがをする。不潔でけがをする。しかも、指をなめる子供たちや、そういう小さい幼児がおるわけですから、その不潔が子供たちをまたむしばんでいく。風邪引きをこじらせたりとか、そういうことが起こってくるのが当たり前にある施設なんですよ。だから、私は市長さんには当然大規模改修、一気にきれいにしていくという形をとっていただきたいと思うんです。

悪い部分から直していくといっても、実際には無理なんですよ。廊下直そうと思ったら、どうなります。子供たちを連れて行くときにどうなりま

す。直せないでしょう。メンテナンスをちゃんとしなかったために、こういうふうにどんどんひどくなってきたわけですよ。雨漏りもそうですし、それからアコーディオン式の窓もそうですよね。風さえ通せない窓なんですよ。これが26年目にしてやっと直してもらえる状況になったという、そういう状況ですよ。だから、私は今一番タイミング的にはいいんじゃないかと。

お金がないからできないということでは、これは余りにもひど過ぎますよ。お金がなくてもやらなあかんことはやらなあかんのですよ。だから、後送りできるものは後送りする。それが政治じゃないですか。後送りしてでもやらなあかんことは、緊急なことはやる。保育所は緊急な事態が発生しているということを確認されてないんですね。

いつも毎年いらっしゃっててね、所長さんも含めて保育士さんたちは、もう本当に大変な思いで私たちにいろんな問題を訴えられます。私はそういうことを聞いて、まあこの辺まで置いておこうかと思っても、やっぱりそれは行政、市で働く職員さんですから、余り市長さんたちにこういうこと聞かえたら大変やなと思いながら遠慮しがちでしゃべる言葉の中にも、そういう大変な思いが隠されているわけですよ。

だから、そこを無視しないでください。いい保育ができるように、子供たちを育てんといけないんでしょう。将来この泉南市を背負って立つ子供たちを育てらなあかんのですよ。そのところを考えて、きちっと対策を講じてください。ちょっと直して、たった40万や50万かけても、そんな改修にはなりませんよ。どうですか。

議長（成田政彦君） 大田福祉健康部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田宏君） 先ほども申し上げましたとおり、我々といたしましても、子供の安全というのは第一に考えておるところでございます。そういう中で、できる限りの修繕ですね、やれるものからやっていきたいというようなことで考えております。

そして、先ほども申し上げましたとおり、廊下の張りかえ、それにまた窓の取りかえ等も計画に入れております。そういう中で順次改修に努めて

まいりたいと、こういうように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） なかなかわかってくれな
いですね。緊急事態発生ですよ。子供たちがけが
をしたらどうなりますか。シロアリに食われた桟
が外れてガラス窓が落ちてくるなんてね。お便所
のそのドアを見てください。子供たちの入ってい
るお便所。子供にも人権がありますよ。おしり丸
々見せておしっこしてる姿をみんな見ているわけ
ですよ。ドアはちぎれてほつたらかし、こんなこ
とあっていいんですか。子供の人権どうとらえて
ますか。子どもの権利条約、知ってますか、市長。
教えてください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 知っております。（松本雪
美君「知ってるんなら…」と呼ぶ）

議長（成田政彦君） 手を挙げてください。松本
議員。

11番（松本雪美君） 知ってるんなら、ちゃん
とやったらどうですか。そういう対策を講じるこ
と、考えるということ、今やらなあかん緊急事
態だということ、市長は何もしないで道路づ
くりだけはどどんイオングループにサービスし
て、またこれ15年か18年かというあの信達
樽井線65億円かける計画を発表したんでしょ
う。そんなことね、そら必要ですよ。いずれ必要
です。しかし、子供たちのこういう現実ほつたら
かして、そして道路づくりに40年かけてきたと、
そう市長さんはおっしゃったそうですが、市長
の40年かけてきた気持ちはわかります。でも
ね、地方自治法の趣旨をしっかりと自分の腹に
落として、市長としての役割を果たすべきでは
ないですか。

自治体の仕事をしっかりと確認してくださいよ。
言うてくださいよ。子どもの権利条約どうです
か、子供の人権。お答えないんですか。議長。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） お答えしていただけない、
そういう状況ですね。ここで対策をこれから講
じて行こうと、そういう思いを持ってお答え願
いませんか。現場を知っておられる市長さん
ですから。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 我々行政というのは、いろ
んな分野で投資をしなければいけないわけであ
りますから、その辺は理解いただきたいと思いま
す。

当然、保育所の整備といいますが、維持管理、
補修についてはやらならん仕事でもあります。
したがって、それは当然、施設管理者としての責
任もあるわけでもございますから、それは順次や
っていきますということを言っているわけでござ
います。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 泉南市の長としてやらね
ばならないことがいっぱいあることはわかります。
でも、緊急に必要なことを優先順位をつけて選
ぶのも市長の仕事でしょう。地方自治体の役割、
仕事、その辺は市長には欠落してると思いま
すよ。

だから、きちっとこれから後の対策として講
じてください。ちょっと直しだけでは、もう追
いつかない実態になっていることをあなた御
存じでしょう。ちょっと直しで追いつきませ
んよ。こんな、ちょっと人工芝張りかえても、
その人工芝にはどどん、どどんほこりが吸
い込んでいくわけですよ。おトイレのドア
見てください。そこに写真あるでしょう。お
願いますね。もうここで答弁が十分できない
ということは、それをしっかり確認された
と私は理解しておきます。

それから、あと時間がないので、もう十分に
私が最初に述べた質問はできませんけれど、
支援費の問題では、国の政令に基づいて市
町村が自主的に基準を設定できるようにな
ったということ。この制度が生かされて、障
害者の皆さんの実態に合ったものへと市の
裁量で充実させていく市の独自の施策、こ
このところをやっぱり講じていくために、
私は努力してほしいと思うんですよ。

そのことについては、先ほど応分の支援
体制を講じていきたいとおっしゃいました
けど、これどういう意味かちょっとわか
らないんで、もう一度このところをし
っかりと、私たちにわかるよう
にお答えくださいませんか。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 支
援費の基準単価の件でございますが、これにつ
きましては、議員おっしゃられるとおり厚生大臣が

定める基準を下回らない範囲において市町村が定めるということになっておるところでございますが、この支援費というのは圏域的な事業でもございます。したがって、泉南市だけが特別な単価を設けるというのはいかがなものかなというような考え方もいたしてございます。これにつきましては、やはり各市とも歩調を合わせたような形で単価の設定が必要であるかと、このように私どもは考えておるところでございます。

それと、先ほど申し上げました応分のというのは、また別の施策とかそういう我々といいたしましても助成ができるようなものがあればまた考えてまいりたいと、このようなことでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 利用者にとって、利用料で、新しい制度のもとで利用者が大きな負担をこうむることのないように、それからまた施設運営に対しても十分機能と役割が果たせるように果たせないようになっては大変ですよね。だから、そういう障害者の皆さんが実態に合ったサービスを受けられる。施設運営をされる方もその人たちを守っていけるように、そういう市の主体的な制度としてきちっと取り組んでいただきたい。このことを強くお願いしておきます。

それから、住宅の問題ですけれども、総務文教の協議会でおっしゃった中身とは少しニュアンス違うような気がします。定期借地権で住宅の建設なんかもおっしゃってました。そしたら、用途変更したりいろいろ問題が生じてくると。だから、隘路を見つけ出して、何とかいける方向に持っていきたいというような思いをおっしゃってられたと思うんですね。

この3条の条項というのは、そういう住民の要望がしっかりとそこに入っていくということが、入って和解ができたということだと私は理解しますし、今50年たっているんですよ、あの住宅が。これからどんどん、どんどん修理が必要になってくるし、そこで住んでいる人たちに危険が及ぶようなことがあっては市の責任ですよ。この辺は、しっかりと確認をした上で住民の皆さんと話し合いを持っていただきたい。

新たに建て直すんだというような市長、今何か建て直すことが、ちょっと今そういうふうな言い方もされたと思うんで、建て直すということがもし改めて出てきた場合は、住民はそら話が違うやないかと、一体どうなってんねやと、また訴訟起こされますよ。そういうことのないように、このことだけはしっかりとお願いをしときます。

それから、リバースそのものが公害発生にならないように、しっかりと基準を守ってもらえるように、住民にとっても、本当に優良企業であるということで雇用の拡大ができるように、そういう思いでいっぱいですから、市の方からも、そのことはしっかりと強く要望を述べていただきたい。このことはお願いしときます。

それから、もう1つ、汚水放流の問題では、放流水の問題では、下水道につながんでいくようなことをやっていただきたいです。男里の住民の皆さんは、大里川に流れてくる水がセイコー板紙が閉鎖されて操業されなくなった途端にきれいになったと喜んでますよ。また汚れた水が流れて来るんかいと、ヘドロでいっぱいになるんじゃないかと、また不安が募ってるわけです。

だから、私は放流水そのものは下水道に流させる。そういうことをしっかりと市の姿勢でリバースに求めていってください。そのことで一言お答え願いますか、このリバースの問題で。お答えください。答えてください。まだ25秒あったんですよ。あったんですよ。もう10秒でしょう、あと。一言答えてください。そらぐあい悪いですよ。議長（成田政彦君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

午後1時17分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 島原正嗣君の質問を許可いたします。

16番（島原正嗣君） 皆さんこんにちは。御指名をいただきました市政研の島原正嗣でございます。

平素は、公私にわたりまして、同僚議員さんの

御指導をいただいておりますことを高いところではありますが、心を込めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

前角谷議長さん、それから東前副議長、きょうお休みでございますが、1年間大変御苦労さんでございました。できればもう1年やってほしいんですが、そういうわけにもいきませんし、さて新しい議長が就任をされまして、成田議長、市道副議長、この1年間大変な時期でございますが、力を合わせて市政発展のために頑張っていたかと思えます。

特に成田議長におきましては、一党一派に偏することなく、公正公平な議会運営を期待をいたしております。

私も一度正副議長という立場で1年間やらせていただきましたが、人格識見ともに私は優れた人ではないかというふうに尊敬をしておりますので、どうぞ円満な議会運営に最善を尽くしてほしい。

それと、もう1つお願いで、ここで言うのはどうかと思いますけれども、ぜひ議会の改革も考えていただきたいなというふうに思っております。それは前正副議長も頑張っていたかと思いましたが、議会報等につきましては、今、年1回でありますけれども、ぜひ、定例会年4回ありますから4回出していただくように、予算構成もお願いしておきたいというふうに思います。

たくさん課題、合併問題もありますし、議員の定数の問題もありますし、議員の歳費の削減の問題等々もございます。どうかお体に注意をされまして頑張ってくださいように、冒頭お願いをしておきたいと思えます。

あとお1人で今議会の一般質問の日程が終わるわけですが、後には市政きっての大物政治家であります、奥和田先生がトリでありますから、またいろんな御質問があると思えますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、前置きが長くなりまして恐縮でございますが、御指名をいただきましたので、本市第4回定例会に当たりまして、既に通告をいたしております大綱第8点にわたる質問を行わさせていただきます。

まず、現下、我が国を取り巻く内外の環境は、

極めて激動、激変の中に置かれ、小泉デフレスパイラルを招き、構造改革も抵抗勢力の反対で道路公団を初め、問題先送りであります。今、我が国はかつてない経済不況と悪化、不良債権処理、拉致問題など、国家主権を脅かす状況にあります。

また、現国会におきましても、弱者を救済しないで、特に配偶者特別控除など税の控除の廃止、さらにまた一服吸って気分転換をしようとするたばこ税の引き上げ、一杯飲んであすの活力を与えるという発泡酒の値上げ、まさにサラリーマン、低所得者、弱者いじめの値上げであると言うしか考えられません。この値上げによって、年間300万円から900万円の所得のサラリーマンの世帯では、年間約6万円から10万円の支出増と言われているところであります。

戦後の日本は、自己保身の言いわけに終始をいたしました。また、デモクラシーの政治を無視をいたし、経済優先、環境、平和は他国任せ、他人任せ、その結果として自立、自尊のなさ、自己主義、利己主義が無責任な社会を形成していると言っても過言ではありません。有名な福沢諭吉は、個人の自立なくして国家の自立なしと名言をされ、まさに我が国の閉塞感を指摘したものであります。

また、今日地方自治体におきましても、行政と市民の間に距離感ができ、つまり市民は遠いところにいるという視点ではなく、供給者、納税者として株式会社泉南市のオーナーは常に市民であるという認識を持つことが大事であろうと思えます。

また、これからの行政改革の基本は、グローバルスタンダードという時代戦略からまさにニューパブリックマネジメントの必要性が求められているところであります。すなわち、それは納税者のニーズにこたえる行政手法であり、行政運営が強く求められているところであります。市民が行政に対し何も言わない、何も求めないでは、そのまちの未来社会は私は終わりだと思えます。

私は今、市民一人一人がみずからのまちの未来を語り合い、平和で豊かな国際都市泉南をどうつくり、どう構築していくかということが本市政の重要な課題であり、そういう環境をつくるのが私どもの責任であると考えております。

私は、以上の認識に立ちまして、具体的に質問

を行わさせていただきます。

大綱第1点の質問は、関西国際空港についてお尋ねをいたします。

昨今の新聞報道を見ますと、どれが真実の記事がよく理解できない面があります。特に関西空港は、1兆5,000億を抱える事業費、年間300億を超える利子補給の中では、とても諸外国との競争は困難ではないでしょうか。

また、関空自体の経営形態は、殿様経営とも言われております。経営センスを持つ体質改善を図る必要があるのではないのでしょうか。まず、関西空港株式会社の社長を先頭に会社全体の近代化、合理化を図るための脱皮が必要と考えるのであります。

具体的には、第2期事業の供用開始についてありますが、この問題は新聞等にもよりますと、平成17年供用開始は無理ではないかという話もございますし、そういう記事もあります。このことについて本市はどのような理解をしておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

空港問題第2の問いは、上下分離方式から民間委託方式へとチェンジをしたようであります。

具体的には、将来この空港のあり方、形態はどのようになるのか。関西空港を中心に近畿圏には3つの空港があります。大阪空港の原点は、関西空港をつくれれば大阪空港を廃止をするという基本認識、この原点を関西空港の立場から見てどのようにお考えなのか、また本市としてこの大阪空港のあり方をどう位置づけようとしているのか。国に対しても、当初の今申し上げました、大阪空港は公害空港だと、したがって閉鎖をするということがいまだに廃止をされておられませんし、まして国際空港格上げという話も出てきているのであります。

また、神戸空港も近いうちに関港されるようありますが、問題は50キロ圏内に3つの空港があるということは、ないよりはいいことでありますけども、果たして経済的視点からすると成り立っていくのかどうかという問題等もございます。そのような意味で関西空港がどのような形で生き残っていくのか、もっともっと私ども市民を中心に、あるいは関係者を中心に議論を深める必要が

あるのではないかと思います。

あわせて、南ルートの問題であります。南ルート計画当初の時点では、かなり日本の経済も良くて、いろんな条件が恵まれておりましたが、事ここに至って、国家の経済がこのように悪化し、果たして将来の南ルートを設置することについて確信を持って私たちは市民にものを言えるのかどうか、これに対して国の考え方はその後どのような進捗状況をたどっておられるのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第2点の質問は、新年度予算についてであります。

平成15年度の予算構成についての考え方や重点項目についてお考えがあれば御答弁をいただきたいと思っております。

大綱第3点の質問は、りんくうへ大阪府立大学移転についてであります。

大阪府は、大学改革基本計画案について検討の結果、府立3大学の再編・統合など独立行政法人項目に関する目標システムを策定をしたのであります。その結果、堺市にあります大阪府立大学のキャンパス及び研究機関等をりんくうタウンに移転を決定したようであります。

本市は、これらの誘致問題について、今日までどのような検討をなされてきたのか、お答えをいただきたいのであります。

大綱第4点の質問は、雇用対策についてお尋ねをいたします。

現在、我が国の雇用状況は、全国平均で5.9%、近畿地区では7.8%の失業率と言われております。特に明年、来年卒業する高校、大学生の就職率も戦後最悪だと言われております。このことに関し、大阪府におきましても12万人の緊急雇用対策案が示されたのであります。本市としての雇用対策は具体的にどのような政策をお持ちなのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第5点の質問は、区民センターの建設についてであります。

特に私どもの住む岡田区には、いまだに区民センターがございません。現在、西信達公民館を区の事務所として活用をしておるようであります。したがって、この区民センターを持たない地域へ

の区民センター設立のための施策なり対策というものについてどのように考えられておられるのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第6点の質問は、病児保育問題についてお尋ねをいたします。

今日、長期不況は勤労市民や社会的弱者、低所得者の暮らしを直撃をいたしておるものであります。その結果、夫婦共稼ぎの必要に迫られ、専業主婦からパート労働への依存率が非常に高くなっているのであります。その結果、せっかく就職をしても子供の病気のため会社を休まなければならないという問題が発生をし、会社は当然人員整理を行ってやめていただくということになるのであります。

したがって、この病児保育に対する本市の考え方はどのように考えられておられるのか。また、この問題は全国的に、先般も名古屋市で市民の皆さんと行政の皆さんが話し合いをしておりましたが、本市としては、この病児保育に対する本市の基本姿勢についてどのような考え方を持っておられるのか、御答弁をいただきたい。

大綱第7点は、合併問題についてお尋ねをさせていただきます。

合併問題の期間限定、有効期間は平成17年3月であります。今後本市の合併問題に対する具体的な進め方、きのう市長の方から具体的な御答弁もあったようではありますが、改めましてその考え方についてお答えをいただきたいと思うのであります。

この合併問題は、どちらかといいますと、地方分権という視点からそれぞれが力を合わせて地域の発展を促そうということにあるわけではありますが、この合併問題では何といても、市長もきのう御答弁をさせていただきましたように、そのまあの、その市の首長の判断が大きく作用されるのであります。その次は市民の代表である、御存じのように議会であります。

これは簡単に一言に言えるわけではありますが、実際なかなか大変な問題だと私は認識をしております。場合によれば市長の政治責任が追及される。こうした意味では、きちっとした合併のためのシステムをつくり出して、市民にきちっと説明ので

きるような対策、対応が必要ではないかというふうに思っております。

合併の手法もいろいろあります。広域合併か、対等合併か、吸収合併か、いろいろございますが、本市の場合はどの項に値するのか、考え方だけで結構でございますので、お示しをいただければありがたいなと思います。

大綱第8点の質問は、住宅問題についてであります。

あと市営3団地については、和解の状況経過及び内容については事前に説明をいただいておりますが、もっともっと具体的にお答えをいただきたいというふうに思っておりますが、この問題については別の議案として上程をされる予定がありますから、具体的なことは、その案件、提案の時点で詳細にお尋ねをしたいと思います。大綱について裁判所等、あるいは本市が了解をした和解という前提についての考え方だけをお示しをいただきたい。

住宅問題第2の問いは、府営吉見岡田住宅の建てかえについてであります。

先般、助役さんから私的に具体的な建てかえの資料をいただいて、ありがとうございます。ただ、私の申し上げたいのは、現在吉見岡田府営住宅は田尻町側はりんくうにいゆる建てかえ移転をしていく、それから岡田住宅の場合は現状のところ建てかえをして、1棟1棟建てかえしながら移転をしていくと、こういう計画のようであります。

そこで、泉南市側の府営住宅の戸数は、現在の戸数どおりだということを書かれておるわけあります。私は田尻町の公民館で吉見岡田府営住宅を初めとする説明会に1回目行きました。そのときには府側の説明では、泉南市側も100戸ほど増設をしたい、いわゆる145戸から約240戸程度のものを建てたいという説明がなされました。しかし、現状では今申し上げましたように、現在ある百四十四、五ですが、今、正確にちょっと数字をつかんでおりませんが、その分の建てかえをして自動的に移転をしていただくと、こういうことなんです。

一方、田尻町側の府営住宅については約100戸、現在340戸程度あるようですが、これが4

40戸から50戸程度のものに増築をして建てかえをすると、こういう回答になっております。

そこで、私も長い間議論をさせていただいて、府会議員ではありませんけれども、府営住宅の申し込み用紙、あるいは府営住宅の申し込み方法等について、一部の市民の皆さんには助言をさせていただいてるわけではありますが、特に先月も11月30日で多分、今年度分の府営住宅の申し込みは打ち切ったと思うんですけども、その中で私もう5回も6回も申し込んでるんですけども、ただの1回も当たりませんという不平不満があります。

そういった意味で、私はできるなら、ちょうど建てかえの時期でありますから、市営住宅もそれなりにふえるということをやれませんか、私はできれば樽井の増築のように、岡田にある府営住宅もこの際多少の増築といいますか、建て増しについては市の方も要望をしてほしいなど、そんな願いを持っておるものであります。

以上、甚だ簡単でございますが、演壇からの質問はこれにて終わりますが、理事者におかれましては、簡潔かつ明確な御答弁を期待をいたしまして、これで終わります。ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 島原議員の御質問に私の方から、新年度予算編成に関することと、市営3団地問題についてお答えを申し上げます。

まず、新年度予算編成に対する考え方ということでございますけれども、来年度予算につきましては、まだ査定の段階まで至っておりませんので、具体的内容については現時点でお示しをすることはできませんので、考え方だけ申し述べたいというふうに思います。

本市の財政状況は極めて厳しい状況にございまして、平成13年度の普通会計決算は実質収支が2億5,800万円の赤字で、平成10年度から4年連続の赤字決算となったところでございます。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、100.7%となっております。このような財政状況のもとで、多様化する市民ニーズ

を的確に把握し、さらには新たな行政需要に対応していくためには、財政構造の改革は必要であります。このため、先般実質収支の黒字転換のみならず、経常収支の改善も内容としました財政健全化計画を取りまとめたところでございます。

平成15年度の予算編成に当たりましては、本市の財政事情を十分認識し、これまでの新行財政改革大綱と同実施計画に加え、財政健全化計画の理念である財政構造の改革を図ることを基本とし、行政経費の節減と合理化を進めますとともに、旧習にとらわれることなく、施策、事業の全般について見直しを行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めてまいりたいと考えております。

本市を取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、第4次総合計画でお示ししておりますように、人権、福祉、教育、環境をキーワードに「水・緑・夢あふれる生活創造都市」を将来像に、ふれあいのあるまち、生きがいのあるまち、元気なまち、やさしさのあるまち、安全なまち、活力のあるまち、快適なまち、個性のあるまちを標榜しながらこれらのことに配慮して予算編成をしてみたいと考えております。

次に、市営3団地の和解の件でございますけれども、長年にわたりまして、所有権移転登記手続請求控訴事件として裁判所での係争を行ってまいりましたが、今回裁判所の和解仲裁によりまして、原告、被告双方において6回の話し合いのもと、和解を前提として協議を重ねた結果、追加議案でお示しのとおり、和解条項案に基づきまして12月4日和解することとなりました。

内容につきましては、議案書にも上げさせていただいてるかというふうに思いますが、1つは、被控訴人 我々でございますが、控訴人に対し、平成15年3月末日限りで控訴人1名につき和解金として127万円を支払うと。ただし、議会の承認時期によって繰り上げ支払いは可能とするというものであります。

2つ目は、控訴人ら、要するに原告でございますが、及び利害関係人らは、被控訴人に対し、別添の賃料目録記載の金員を支払う義務のあることを確認する。すなわち家賃でございます。支払い方法について一括もしくは双方協議の上、分割払

いも可能とするものもございます。

3つ目としましては、本件住宅関係の整備につき、今後当事者間で協議するということでございます。

4つ目としまして、控訴人らはその余、それ以外の請求を放棄するというものもございます。

5つ目として、訴訟費用及び和解費用は、1、2審とも各自の負担とするということで和解をしたところがございます。

議案審議の方で議案を上程いたしますので、何とぞよろしく御理解を賜り、御議決賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

議長（成田政彦君） 梶本総務部参事。

総務部参事（梶本敏秀君） それでは、私の方から1番目の関西国際空港に関する件、それと3番目の府立大学の移転に関する件について御答弁させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、2期事業についてのことでございます。

この関西国際空港が国際拠点空港としての機能を発揮して期待された役割を果たしていくためには、平行滑走路を整備する2期事業を着実に推進していく、これが不可欠であるともともと考えております。

ちなみに、2期事業につきましては、平成8年の着工以来工事は順調に進んでおりまして、平成14年度末の予算ベースで進捗率が約70%となる見込みでありまして、2007年の供用開始に向け着実に進捗しているところでございます。

それと、また平成15年の関西国際空港事業に係る概算要求におきましても、予定どおり2期事業を推進するための要求になっておりますので、これが年末の財務省の査定、この辺のところ注目してまいりたい、このように考えております。

それと、最近出されました国土交通大臣から諮問されています交通政策審議会航空分科会の最終答申におきましても、早期の平行滑走路供用を目標として予定どおり工事を着実に推進すること、経営改善につながる条件整備を行うなどが表記されております。また、昨年、国土交通両大臣の合意とあわせまして、2期事業が2007年の供用開始を目指して整備が着実に進むものと、

このように認識しているところでございます。

続きまして、議員の方から大阪空港のことについても御質問あったかと思えます。大阪国際空港の件でございますけれども、これには関西国際空港を建設するときの航空審議会の答申に始まるかなというふうに思っております。当時は大阪国際空港の廃止を前提として関西国際空港が立地されてきている。それと、当時はやはり環境問題とか、空港需要への対応はその後関西国際空港がすべて担うというふうに認識していた時期がございました。その後、伊丹空港の関係者、大阪府、国等で議論をされ、現在は国内線の基幹空港として機能されているのが実情でございます。

ただ、最近、空港整備部会の中でも大阪国際空港のあり方について論争されておりまして、この中では、関西の空港容量に余裕があるのであれば、関西国際空港の整備の決定に至る経緯などにかんがみると、改めて圏域内の空港の役割分担を図り、大阪国際空港における航空機騒音の影響を軽減する方向に重心を移していくべきではないかというふうな総論を得ているところでございます。

その上で、最近では大阪国際空港の位置づけの変更、それとか発着枠の縮小、また環境対策費の負担など、いろいろな形で検討されているところでございます。この辺につきましても、関西国際空港の根幹にかかわるという問題でもございますので、今後とも注意深く見守ってまいりたい、このように考えております。

続きまして、関西国際空港の経営形態につきまして御質問あったかと思えます。この件につきましては、これも先般の交通政策審議会、この中で最終答申の中で出ております。国際拠点空港ですから、成田、関空、中部、これを合わしまして、それぞれ運営は単独民営化という1つの大きな方針がございます。

その中で、関西国際空港でございますけれども、どのような形で持っていくかということでございますが、現在の株式会社形式でございます、民間も出資する株式会社として現在設立されておりますので、この形態を維持しつつ、将来完全民営化を目指すことが適切であるとされてます。

その際には、海上空港であり、巨額の用地造成

費を要しておりますために、過大な有利子債務を有していることから、将来の完全民営化に向け、経営改善につながる条件整備を行うことが必要であるという形でございます。といたしますのは、そういうふうな財政的支援を行うことによって経営を安定さし、将来的に民営化を進める、このような形がいいのではないかとという形で、今回の答申がなされたところでございます。

続きまして、南ルートの件でございます。

南ルートにつきましては、御存じのとおり、平成12年、13年の2カ年にわたりまして、国、大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、関西会社の6者が共同して関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査、これらを実施しまして、南ルートを含む交通ネットワークが地域に与える影響について調査分析いたしました。そして、この調査の中で南ルートが関西国際空港連絡施設の代替機能を持った施設であり、広域交通ネットワークと一体的な整備を進めることにより、一層の効果が得られることが判明いたしましたところでございます。

このような中で、我々の方といたしましても、平成12年から大阪、和歌山両府県の自治体5市8町によります関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立いたしまして、整備に向けた研修会、それとか中央要望などを活発に展開しているところでございまして、先月も20日の日に国土交通大臣を初め副大臣、政務官に面会さしていただきまして、南ルート等の要望を行ってきたところでございます。

今後は、昨年の調査により、南ルートの必要性が広く認識されてきたものと理解しておりますので、今後は調査に参画された関係機関を中心に情報交流を積極的に進めて、南ルートを初めとする交通ネットワークの早期整備に向けて努力してまいりたい、このように考えておりますのでよろしくお願ひします。

最後に、大阪府立大学移転に関する件でございます。この府立大学の移転につきましては、去る11月26日に府立大学評議会が開催され、同大学農学部と大学院農学生命科学研究所がりんくうタウン北地区に移転することが望ましいという判

断を示されたということでございます。同学部と研究所は、平成17年度に組織再編を想定しておりまして、バイオテクノロジー、バイオサイエンス及び環境科学に対応するため、新たに生命環境科学部、生命環境科学研究所に再編される予定と聞いております。

りんくうタウンの土地利用につきましては、昨年8月に取りまとめました活用方針におきまして、環境技術やナノテク等の先端技術を生かした今後の成長分野産業の重点的な集積を図ること、また国に提案しました国際交流特区構想におきましても、生物・環境系産業の集積を目指すとの観点から先端技術開発が促進されるよう研究開発等に関する規制改革を提案しており、常々企業や研究機関等の立地促進を目指してきたところでございます。このような中で、今回府立大学と企業局との考え方が一致したものと、このように聞いております。

なお、移転用地としてはりんくうタウン北地区のりんくうタウン駅周辺というふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 油谷市民生活環境部長。市民生活環境部長（油谷宗春君） 雇用対策についてお答えを申し上げます。

依然として続く経済の低迷とそれに伴う将来の不安の増大、少子・高齢化の急速な進展による生産年齢人口の減少、IT化、グローバル化等に伴う仕事の方法やスタイルの変化など、社会経済情勢は大きく変化している現況下にあります。平成14年10月での完全失業率は全国で5.5%、近畿では7.2%、大阪府下では7.6%であり、また泉佐野管内での有効求人倍率は0.56倍で、両指標とも全国平均より悪く、近畿、大阪府域の雇用、失業は依然として厳しい状況下にあります。

このような中、行政といたしましては、その地域の実情に応じた効果的、効率的な雇用・就労施策を講じなければならないという認識に立って、国、大阪府との連携、協力のもと、推進をしてまいりたいというふうに考えております。

一方、市内への進出企業につきましては、関係する部局並びに商工会と情報提供等を密に一層の

連携強化を図り、また地域振興課に事務局を置きます泉南市事業所人権連絡会の会員事業所の労務担当者などに今後とも雇用問題等についての要請を行い、1人でも多くの離職者の雇用、就労の創出ができるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

副議長（市道浩高君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、区民センター問題に関する件と病児保育に関する件について御答弁申し上げます。

まず、区民センターの関係でございますが、御質問の区民センターにつきましては、御指摘のようにある区とない区がございます。ただ、ある区については区が独自で建設されたと聞いてございます。

集会所につきましては、現在健康福祉部関係では、生活福祉課でその他集会所として所管しております集会所が21カ所、高齢障害福祉課で所管しております市立の老人集会所が25カ所ございます。その他集会所につきましては、ほとんどが開発に伴い移管を受けたもので、維持管理等は地元で行っていただいております。なお、その他集会所につきましては、改修等の助成として200万円を限度として2分の1を助成する制度がございます。

区民センターについての基本的な考え方ということでございますが、現在区民センターの位置づけ等具体的なものがございませんので、今後の検討課題としたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

次に、病児保育に関する件でございます。

保育施策を推進する上で今日求められている保育ニーズの中で、仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活の両立を容易にするための負担感を緩和し、安心して子育てができるための環境整備を総合的に推進するために、特別保育事業の充実に努めているところであります。これまでの保育実践において、特別保育事業として延長保育を初め、乳幼児促進保育、障害児保育、家庭支援推進保育、地域子育て支援センター事業などのさまざまな取り組みを行っております。

議員御質問の病児保育につきましても、多様化

する今日、求められている保育ニーズの1つであることは十分に認識しておりますが、この保育の実践におきましては、実施施設の指定基準として保育室や利用者1人当たりの面積要件や観察室、または安静室等の乳幼児の静養または隔離の機能を持つ部屋等の病後保育に必要な整備が必要であります。

また、派遣方式においても実施場所としては、児童福祉施設や医療機関等の余裕のスペースのほか、児童宅や保育士宅で実施されることから、事故防止や衛生面を配慮した病氣回復期の乳幼児の養育に適した場所の確保等、一定の条件整備が必要であります。

この保育の実践につきましては、今申し上げました条件整備の整理と手法等に十分な検証が必要でありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 合併問題に関する件についてお答えをさせていただきますと思います。

先般、議員各位にお示しをいたしました本市を含みます泉佐野市以南の3市2町で構成いたしております泉州南広域行政研究会におきまして、市町村合併に係る調査研究中間報告書を作成しております。

今回お示しをいたしましたものは中間報告ということで、3市2町の地域の現況や行財政の現状など今後議論を進めていく上での基礎的な資料となっておりますが、来年3月をめどに本地域における合併の意義や効果、そして合併に伴う課題などの議論を重ね、最終報告書を取りまとめていると考えてございます。

もとより市町村の合併は、地域の将来や市民の皆様のご生活に大きな影響を及ぼす事柄でありまして、市民の皆様とともに本市、ひいては本地域の将来のあり方を見据えながら、市町村の合併についてともに考え、議論を深め、自主的、主体的に判断することが基本であろうと認識をいたしております。

そのためにも、来年3月をめどに取りまとめて

まいります最終報告書をもとに情報提供に努め、来年度の早い時期より住民説明会などを開催してまいり、市民の皆様と議論を重ねて、意向把握に努めてまいります。

現行の市町村合併の特例に関する法律は、平成17年3月31日を法期限とする時限立法でありまして、その法期限までの期間も2年少しであります。市町村合併の議論は、地域の未来を考えていくために不可欠でありまして、今後とも広域合併問題対策特別委員会等への報告なりお諮りもいたしまして、周囲の皆さんとともに本市の将来について考えてまいりたいというふうに考えております。

それと、議員言われました合併の形態ということでございますけれども、形態としては新設合併、いわゆる対等合併と編入合併、これはいわゆる吸収合併というものでございますけれども、これについてはまだまだ議論がもう少し先の話でございまして、合併協議会等が設立された中で、実態にかかわる基本的な事項として合併の方式が入っているわけでございますけれども、その中で十分議論はしていった、新しい市の名前にするのか、または編入合併にするのかという議論は、その中でやるべきだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、住宅問題の府営住宅問題につきましてお答えいたします。

府営吉見岡田住宅につきましては、大阪府からの報告を受けております内容としましては、建設戸数は144戸で現戸数と同戸数で建てかえをするということでございます。

工事予定としましては、第1期工事として、平成16年3月から平成17年7月末を予定しており、4階と6階建ての住棟1棟57戸を海側に建築し、第2期工事は未定ではありますが、8階建て住棟1棟87戸を山側に建築するというところでございます。

また、現在の駐車場につきましては、新たな駐車場を建築する間、りんくうの空き地に仮設置をするということで御報告を受けているところで

ございます。

なお、御指摘の建設戸数につきましては、現在144戸の計画でございますが、今後大阪府に対しまして、少しでもふやしていただけるよう要望してまいりたいと、このように考えております。
議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） もう時間もあと15分しか残っておりませんから具体的な質問はできませんが、まず意見等を付しまして申し上げたいと思います。

関西空港は、今御答弁をいただいたんですけども、この平成17年の供用開始というのは、具体的には努力目標としてはそういうことになると思うんですが、きちっと17年の4月なら4月に供用開始ということは併記せずという報道等があるわけですが、間違いなく平成17年に供用開始できるのかどうかという確認もしておくことが大事であろうと思うんです。

私、なぜそれを言うかといいますと、泉南市というのは、どこの市よりも関西空港問題については行政、議会挙げて勉強し、行動してきた経過があるわけですね。そういう観点から、このことについてもきちっと話をしておくということが大事じゃないですか。

私、そういうことが新聞等によりますと、平成17年の供用開始というのは明記せずという新聞報道がございますよ。だから、もう上下分離方式にしても、あるいは将来民間空港とするような形にしても、これはまた時間が相当かかるんだと思うし、これだけのお金を大阪府だけで負担するとかいうことは、なかなか地方自治体としてはなり得ないことですから、そういうことも含めて、もっとも関西空港の当初の公有水面埋立法に基づいた本市議会の賛成決定決議、このことをやっぱり重く受けとめて、きちっとした私は対応をしていく責任があるのではないかと思います。

それと、南ルートの方も熱心に行政側の陳情はかなり進んでいるようですけども、先般の空港委員会でも議会の動き方というのは、ただ行政の結果を聞くだけで、委員会としては行動してないじゃないかという御批判もありますし、私どもも委員会で相談をして陳情にも行かなきゃならんとい

うような形にもなると思うんですけども、行ったところで話にならんというんでしたら、これもうむだなことですから、ただ、国の経済状況からいって、2期事業の経過からいって、南ルートというのは、それは随分と我々きんさん、ぎんさんまで生きればいいんですけども、その保証はできないのではないというような気もいたしますが、これはきちっと市長、泉南市の方が計画を立てて要望したわけですから、詰めることはきちっと国とこの関係も詰めてほしいなというふうに思います。

そういった意味で、大変この南ルートの問題についても努力をしないと、このままでは私は恐らく可能性としては非常に薄いものではないかなというふうに思いますよ。

それから市長、新年度の予算、まだ調整段階だけということでございますけれども、ただ私も長い間議員さしていただいているんですが、行政の方で出と入りのお金大体わかってますから、今も御答弁いただいたように、今年度の赤字は幾らというのはちゃんとわかるんですが、それはそのことで正確にやっていただいているんですから結構ですが、ただ一議員として、予算編成前に各党派、各党派があるわけですから、その考え方を私は事前に聞いてほしいなというような考え方を持っています。

この前も何か事前に説明をすると、こういうことで各党派・党派に呼びかけがあったようですが、私は基本的にその1つの文書にして、これほとんど中を修正するとか変えるということは困難でしょう。そういう意味で次年度、新年度の予算を立てるときには、当初予算の編成までに、私は住民の代表は市議会ということになってるわけですから、各党派、各党派の御意見を聞いて予算編成をしてほしいなと、そんな思いを持っております。

それはピンからキリまで議会の言うことを聞けというんじゃないですけども、それぞれ地域のことがありますし、いろんなそれぞれの議員さんの思惑というものもありますから、できることとできないことがありますけれども、もっとこれからそうしたシステムをぜひひとつ実現してほしいな

というふうに思います。これは意見にかえておきたいと思います。

それと、りんくうの大学の移転の問題ですが、これは駅に近いところに移転をする場合だと、こういうことですから、恐らくこのままだと泉佐野市に全部りんくうの付近か、あるいは日根野駅付近にとられてしまうというような気がいたします。

そういった意味では、まだ最終決定してないようですから、泉南市の方も助役さんも大阪府から来られておるんですから、何とかいう、イオンとかいうスーパーのことも大事ですけども、こういう泉南は特に文化不毛の地というような御批判もあるようでありますから、ぜひ市長を先頭に研究所の1つでもいいし、あるいは今言われた農学部でもいいし、人間科学部ですか、工学部ですか、そういう新しい学部の新設も含めて、もう一度大阪府にも要請してほしいなというふうにいたします。

雇用問題も今御答弁いただいたんですが、かなり詳しくペーパーに書いていただいて御答弁をいただいたんですが、私の聞きたいのは、行政として雇用対策本部なり雇用対策室というものを設けていただいて、それぞれ6万5,000ほど市民がいてるわけですから、来年卒業する高校生とか大学生の問題もありますし、中高年齢層の失業率というものもあります。

そういった意味では、もっともっと具体的に予算化をしていただいて、雇用対策のあり方というのを泉南市域の商工会なり、あるいは企業経営者なり、お話をしていただいて、できるだけ地元の方々を採用できるような環境づくりをしてほしいなと、そんな思いでいっぱいです。ですから、そのことを私は申し上げておまして、大阪府との話し合い、あるいは安定所との話し合い、これも当然やっていただいているわけですから、そのこと自体は大変結構なことですけども、もっと積極的に雇用創出について、1つの雇用対策を運動できないだろうかという思いをいたしております。

それから、区民センターの問題ですが、自分のところのことばかり言うようですけども、岡田地区は御存じのように何十年もそういう区民セン

ターなるものではありません。今後、今公民館使って、一時委員会でも問題になったように、やっぱり公民館と区民センターは違うわけでありますから、一定区長さんなり、地域のお考え方がどうかわかりませんが、私は単純に考えて、人口も大方6,000人ぐらいおると思うんですが、区民センターに対する配慮を是非してやってほしいなというふうに思いますので、検討するという事です。ですから、一回、大田部長御答弁いただいたように、何らかの方法で区民センターの実現に協力をさせていただきたいというふうに思います。

病児保育の関係ですが、これも新しい、従来からあるわけですが、このように不景気になりますと、先ほど申し上げましたように、それぞれの家庭を預かってる方が専業主婦でおられないという家庭状況もありますし、生活実態もあります。そういった意味では子供を預けてパートに出ながら、子供が病気になるので二、三日休んだら、明るる日行ったらもうやめてくれと、こういうふうなことを私もちょこちょこ聞きます。

そら経営者としては、パートといえども常用と同じように仕事に当たってもらわなければならない、そういう期待をして雇ったのに長いこと休まれると、こういうことでいろんな矛盾があるようですが、ぜひひとつ病児保育についても近代的な本市としてのあり方をきちっと精査してほしいなというふうに思います。

それから、この合併問題ですけれど、泉南も前議長いろいろ御努力していただきまして、とにかく任意の合併問題特別委員会を設けようということで設けていただきました。その間、私に皆さん代表をやれと、こういうことでしたんですけれども、法的な合併特別委員会にさせていただきたいということでお願いをして、おかげさまで市長も御存じのように立ち上げたわけであります。

ですから、私は、私の心の中も絶対賛成ではありませんし、絶対反対でもありません。ただ、考えますと、1万人の人口でも地方自治は地方自治なんです。10万人でも自治は自治なんです。だから、それなりの人口に応じた自治の運営の仕方、地方自治のあり方というのはあると思うんです。だから、合併する方が必ずしもええんだという具

体的理由は何もない。合併しない方がいいという理由もない。ただ問題なしに今までのとおりでいいやないかというのが、今のところ私は泉南市民の6割、7割の方々の意見だと思うんですね。

なぜ合併なのかということもきちっと市長さんが前回の選挙にも公約したと、こういうことでありますから、それを実現するための最善の努力はせないかんとおもうんですけれども、もっとやっぱり具体的なあり方というものを議会も理解し得るような、市民も理解し得るような形でやっていただきたいなというふうに思います。

淡路島でも町長がやめなきゃならないようになって、この前選挙があったようですが、淡路町とそれから周辺の町村との合併、洲本市は入れんと、こういう反対派との争いがあったようですが、この合併問題というのは、田尻町にしてもいろいろ聞いてますけれども、かなり問題があるように思うんですが、その合併の意義をきちっと明確にして、泉南市は泉南市としての意義をきちっと整理しておく必要があるのではないかと思います。

国からの一定の合併に対する補償金、補助対象というものがあるようですが、これは全体の自治体の合併で、国にしても数千億という金が必要になってくるんですよ。果たして、今の国家財政の中でそれだけのものが組めるかどうかということも私は1つの疑問だと思います。

いずれにしても、平成の大合併ということで地方分権のあり方を含めての問いでありますから、それに我々はどう答えていくかということは、きちっとした結論を出さないかと思っておりますけれども、時には国にも逆らう行政としての基本的な理念は必要ではないか。すべて国の言うことがオールマイティーではなしに、やっぱり地方分権という主体性を生かして、泉南市をどんなまちにするんかということは、市長が一番知ってるわけですから、私は議会も同意できるような方向で最善を尽くしてほしいなというふうに思います。

それと、あと1点だけ、先ほども言いましたように、市営住宅の裁判の関係の資料をいただいているんですが、私もちょっとわからないところがあるんですけれども、1つは、127万円に対するこの和解金というのは、この積算基準は一体何に

基づいたのかという説明がちょっと今のところ

議案提案として出すわけですからそのとき言われると思うんですが、ちょっとどうかと。

それと、本住宅関係の整備については、今後当事者で話し合いをせいと、こういうことではありますが、私はもう最初に申し上げてありますように、やっぱり市民と行政が争うというのはいかなものだろうかということを再三申し上げてまいりました。そういった意味では、やはり和解ということの条件をのむ限りには、午前中の質問者、松本さんですか、答えていたようですけれども、建てかえをするんだということが前提なのか、あるいはもっといい方法というんですか、具体的にどんなことかわかりませんが、いずれにしても、これ従来提訴されました地権者からの権利の問題は放棄をすると、こういうことですが、そこらあたりをどう ということになりますと、結局払い下げはもう全然なしということの認識をされてるのか。ここらあたりの関係をもう少しできればお答えをいただきたいと思うんですが、いかなものですか。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この和解調書にもありますように、訴訟に至った所有権移転請求事件、これについては取り下げるといいますが、ということは確定すると、こういうことになるわけでございます。

したがって、そのこと以外といいますが、全くそういうことということじゃなくて、違う形での解決ということを今後当事者間で協議していくということになるというふうに思っております。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 52分ですが、言うてる間にどんどんたっていきますが、できればもう3分ほどおまけしてほしいんですが、またいろいろと批判されるから言いませんが。

これは定借の場合なんかは、いろいろ方法があると思うんですが、居住者の年齢制限とかいうふうな形もあるようには聞き及んでるんですけども、これは居住者の年齢に関係なしにそういう形でやられるのかどうか、また本会議で出るとお思いますんで、ひとつ検討願いたいというふうに思います。

もうあと17秒です。秒読み段階に入りました。今年もまた、あとわずかでございますが、どうぞ皆さんにおきましては、よい年をとられますように心から祈念をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。議長（成田政彦君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

次に、8番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 皆さんこんにちは。ただいま議長のお許しを得ましたので、平成14年12月度の悼尾を飾って、一般質問のトリを務めさせていただきます。

90年代の初頭、世界の企業家の目がIBMに注がれた。それまで超優良企業として世界に君臨してきたIBMが、創業以来初めて、しかも巨額の赤字を計上したのである。そのとき最高経営責任者として迎えられ、見事再建を果たしたのが現在のIBM会長ルイス・ガースナー氏である。その彼が日経新聞に一文を寄せている。題して、指導者の条件。その中で、優れた組織とは、管理運営されるものではなく、指導者によって導かれていくものとし、指導者の条件の1つにコミュニケーション能力を挙げている。指導者は正直に、頻繁に、しかも喜んで、相手の知性に敬意を払いながら、正直に意思表示していくことが重要であり、自分の真意をあいまいにごまかす表現、二枚舌は決して使うべきではないとっております。指導者に何よりも不可欠なのが情熱であり、すぐれた経営者は強烈な情熱を持ち、それを示し、行動していくことが大事である。仮にも自分の会社の弱点ばかり挙げ、愚痴をこぼしている管理者のために働きたいと思う人がいるだろうか、ともっております。

そこで、大綱6点にわたって質問申し上げます。

初めに、国民健康保険事業についてお伺いいたします。

第2号被保険者における国民健康保険税への介護保険分が上乘せられ、収納率の低下が言われている中、今年度から介護保険分が増額されました。また、国より求められる介護保険分の負担は毎年増額されると伺い、さらに来年は健康保険税の税

の改定時期にも当たります。長引く経済不況の中で、会社をリストラされた方が加入するのも国民健康保険であり、泉南市で約1割の方が国民健康保険税を滞納または払えない状況にあります。これからどのようにして収納率を上げるかが課題となります。

また、被保険者証のカード化については、政府は住民基本台帳が整ってから健康保険証を従来の世帯としての保険証から個人カードに変更する意向を示しております。将来的に個人が今までどのような疾病にかかり、どのような治療を受けてきたのがデータとして掌握でき、医療現場に的確な情報が提供されることになると言われております。しかし、このカード化については、医療保険全体の課題であり、国民健康保険だけが整備をされても整備が進むわけではありません。他の健康保険等との共同歩調が必要であり、ハード面での医療機関との話し合いも必要となります。

そこで、お伺いいたします。

1つ目、介護保険開始により、年度ごとに1世帯当たりどれぐらいの負担増になっているのか。

2つ目、国民健康保険税の収納状況と滞納者の実態について。

3つ目、今後の収納率向上策をどのように考えているのか。

4つ目、健康保険証が個人カード化される時期とそのメリット、さらに今後の課題について。

5つ目、国保税の納入回数をふやせないかということであります。国保税は、条例準則においては年4回の分割納付が基本であります。条例でその回数は各自治体ごとに決定できることになっております。泉南市では、現在10回の分割納付をしておりますが、中核市の中には年12回の分割納付を実施しております。同じ金額を納付するにしても、12回分割では10回に比べ1回の負担率が軽減されます。当局の事務量による負担はふえますが、収納率を向上させるためには、市民が少しでも国民健康保険税を納入しやすい環境づくりが必要と考えます。そこで、泉南市においても国保税を現在の10回納付から12回納付へと分割回数をふやすことはできないか、お聞かせ願いたいと思います。

6つ目、介護保険料の見直しについてお伺いいたします。

平成12年4月から介護保険制度がスタートしましたが、日本にとって初めての事業でもあり、さまざまな問題や心配事がありましたが、介護保険料についても当初から3年後に見直すとの条件で料金が設定されました。本市の保険料の基準額は3,350円と決定され現在に至っておりますが、新聞報道では、厚生労働省が来年4月に見直す予定、事業主体の市町村は10月までに最終的なサービス料を見込み、来年1月ごろに確定することですが、本市においては平成15年度の見直しについてどのように考えておられるのか、スケジュールと予定金額をお聞かせ願いたいと思います。

7つ目、母子健康手帳についてお伺いいたします。

本年4月から10年ぶりの大改正となり、母子のメンタルケアが重視されると同時に、手帳の表紙に両親の名前を併記し、父親の育児参加を促す内容が充実されると聞き及んでおります。特に中身の市町村任意記載事項については、乳幼児突然死症候群や揺さぶられっ子症候群の予防やチャイルドシートの利用など、子育て情報満載の内容にしていきたいと思います。その取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、環境型社会への施策についてお伺いいたします。

地球環境の保全を重視した環境型社会の実現へ向けて各自治体がその地域の特色を生かした取り組みを実施し、大きな成果を上げております。

当市においてもISO14001の認証を早々と獲得し、生ごみ処理機購入助成や資源ごみ分別収集及び廃プラスチックの回収など、環境型社会実現に向け着実に効果を上げておられ、その御苦労に感謝申し上げる次第であります。

そこで、お伺いいたします。廃棄処分になる自転車のリサイクルについてお伺いします。この問題については何度も取り上げておりますが、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

2つ目、太陽光発電などの新エネルギーの普及、いわゆる太陽光発電システムへの補助金導入につ

いてお伺いいたします。

国の本年度の予算の中にも地方自治体が新エネルギー供給、脱温暖化構造改革補助金が盛り込まれております。このように国としても新エネルギーの普及に対して、積極的に推進しようとの姿勢がうかがわれます。泉南市として市民に対して、温暖化対策に対する新エネルギーとしての太陽光発電システムの啓蒙普及に努めていただきたい。また、住宅用太陽光発電システム設置への補助金制度導入を検討していただきたいと思いますが、当局の御所見を賜りたいと思います。

次に、ふれあいコール事業についてお伺いいたします。

この問題については、9月度の本会議でも決算委員会でも取り上げ、事業を進めたいとの話でありましたが、現在の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

学校施設の耐震補強についてであります。1995年1月17日阪神淡路大震災を教訓にして、公共施設を中心に各自治体での耐震対策が進められておりますが、消防庁は昨年度学校施設を初めとする全国の公共施設の耐震性に関する実態調査を実施いたしました。

今、不安が指摘されているのは、昭和56年の建築基準法の改正以前に建てられた建物であります。泉南市では、現在幼稚園9園、小学校11校、中学校4校であります。緊急避難場所として指定されている建物について、14年度までに改修の終わった学校名と、いまだ耐震診断や耐震補強がされていない学校名をお聞かせ願いたい。そして、平成15年度予算にはどの学校を予定されているのか、今後の全計画を含めてお聞かせ願いたいと思います。

2つ目、図書館の廃棄図書のリサイクルについて、この問題についても何度も取り上げておりますが、前向きな答弁をお聞かせ願いたいと思います。

3つ目、泉南市の図書館の閉館が5時までと大変利用しにくい状況との苦情が多数ありますが、見直す考えがあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

4つ目、生涯学習出前講座の実施についてお伺いいたします。

泉南市の生涯学習の一環として、まちづくり出前講座等いつでもどこでも学習活動ができる市民サービスを提供していただきたいと思いますが、当局の御所見を賜りたいと思います。

次に、学校給食センターについてお伺いいたします。

1つ目、アレルギー除去食の対応についてお聞かせ願いたい。

2つ目、調理くずや食べ残しのリサイクル事業についてお伺いします。

3つ目、給食センターの使用済みてんぷら油のリサイクル化をどう考えていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

4つ目、中学校給食実施に向けての対応をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、美化条例制定についてお伺いいたします。この問題についても平成8年、平成9年、平成10年、平成14年度と取り上げてまいりましたが、その後の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

以上で壇上の質問を終わりたいと思います。残りの時間は、自席でいたしたいと思います。

議長（成田政彦君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私から、循環型社会への施策についてのうちの住宅用太陽光発電への補助について御答弁を申し上げます。

御質問にありますように、石油を初めとする化石燃料は、従前より主要なエネルギー源として消費され、地球温暖化の一因とされている現在におきましては、二酸化炭素の排出抑制や、また石油依存度の低減に極めて有効な手段として新エネルギーの導入があり、その中でも太陽の熱を有効に利用する太陽光発電は、無限でクリーンなエネルギーとして今後その活用が期待されております。

本市におきましては、従来からソーラー時計、これは俵池公園、それから市役所前の垂直緑化の時計、花時計に既に導入いたしております。それと、あいびあ前のソーラー時計、そして牧野公園のソーラー時計に使っております。それと、牧野

公園では初めてソーラー照明をつくっております。それで、今稼動しているわけでございます。

さらに、本年度におきましては、今建設中の砂川老人集会場におきまして、当初から屋根に太陽光発電システムを導入を今いたしてるところでございます。また、大阪府にお願いいたしまして、紀泉ふれあい自然塾の管理棟の屋根にも既に導入をされております。

そして、去る今年の2月に策定いたしましたこの新エネルギービジョン、この中にも施策メニューとしての位置づけをもって、市民向け太陽エネルギー導入の普及、啓発、支援を提言いたしまして、普及促進のため優遇措置を検討するをいたしております。

さて、太陽光発電システムの設置に係る補助金制度といたしましては、住宅用太陽光発電導入促進事業として、財団法人新エネルギー財団、いわゆるNEFがその設置費の一部について補助を行う制度がございます。また、国の補助制度への上乗せ補助として実施あるいは独自の補助制度を実施している自治体がこの周辺では和歌山県下、京都府下でございます。

本市といたしましても、この策定いたしました新エネルギービジョンの内容に沿って、今後その助成のあり方、内容等を十分調査いたしまして、実施の方向で検討を加えていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 奥和田議員の質問、多岐にわたっておりますので順不同となりますが、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

まず、介護保険事業でございます。

介護保険事業の1世帯当たりの各年度ごとの費用負担ということでございますが、御承知のように、介護保険では一人一人が被保険者ということで世帯として把握はできてございません。平成12年度の居宅サービス利用者の平均は月当たり7,394円、施設サービス利用者の平均は3万9,445円で、13年度の居宅サービス利用者は7,505円、施設サービス利用者は4万2,614円となっていました。施設サービスの場合は、これに

標準負担 食事代の負担でございますが、平均で1万6,400円や日用品費6,000円も必要となります。この平均の額で夫婦お2人で施設サービスを利用していると仮定した場合、13万28円程度の負担となります。

保険料と利用料の負担を考えてサービスの利用を控えているなどの声をお聞きしている以上、私どもといたしましても、国に対しまして、低所得者対策を講じるよう求めているところでございます。

次に、介護保険料の見直しについて御答弁申し上げます。

平成15年度以降の介護保険料等を含めました介護保険事業計画の見直しにつきましては、現在作業中でございますが、議員もおっしゃるとおり、10月には今までの実績からサービス料を見込み、これに基づいた保険料を試算いたしております。現行の保険料基準額が月額3,350円で、試算では3,709円となり、年間で4,200円の引き上げとなります。そのため、議会でも議論がございました余剰金のうち1億2,000万円を取り崩しまして、高齢者の負担増とならないよう3,386円で報告いたしてございます。この保険料の額は今現在の試算で、1月に予定されている介護報酬の改定等により変わる可能性はございますが、極力抑える方向で考えてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールといたしまして、1月、2月には介護保険事業計画等推進委員会を開催し、事業計画案等の諮問をいただきまして、3月には議会へ報告し、事業計画を国に報告いたします。また、保険料に関する条例の改正についても3月議会にお諮りをする予定でございます。

次に、国民健康保険の方の答弁をさせていただきます。

国民健康保険税の収納状況につきましては、滞納額が平成13年度の現年分が1億8,572万7,000円で、平成12年度以前の滞納繰越分が5億9,593万7,000円で、トータル7億8,166万5,000円となっております。収納率につきましては、平成13年度の現年度収納率は89.69%で、平成12年度の現年度徴収率は89.73

%となっております。前年度と対比いたしまして0.06%の減となっております。

次に、滞納者対策についてお答え申し上げます。

国保における滞納要因は、国保加入者の構成上、高齢者や無職の方が加入者の4割強を占めております。これらの方々は税負担が厳しいということで、低額による長期分納で納める相談件数が年々ふえております。滞納原因の7割強が低所得者による収入未済額となっております。

このことから、収納率向上対策につきましては、保険証更新時に国保税完納者は郵送で、滞納者には窓口交付を行っております。平成12年11月より、保険証更新時より滞納者との接触機会をふやすため短期保険証の交付を実施し、納付相談、納付指導の機会をより多くしたところでございます。

ちなみに、平成13年度の短期保険証の交付件数は399件程度となっております。この相談業務の結果が収納率の増減に大きく左右しますので、できるだけ長期分納につながらないように、少しでも多く納めていただくよう納付指導を行っております。

また、従前から強化を図っております収納率向上対策計画に基づく電話勧奨や夜間、休日等の臨戸徴収のさらなる強化と、保険者として今後もなお一層国保事業の健全運営のために、保険税の確保と滞納者対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険証の個人カード化について御答弁申し上げます。

医療保険の分野におきましても、IT化の推進機運が強まっており、平成13年7月24日の総合規制改革会議の中間取りまとめでは、医療に関する徹底的な情報公開とIT化の推進の中で、1といたしまして、原則電子的手法によるレセプトの提出。2といたしまして、カルテの電子化、医療の標準化の推進。3といたしまして、複数の医療機関による患者情報の共有、有効活用の推進が提言されています。

また、厚生労働省の保健医療情報システム検討会の1次提言では、レセプト電算処理システムや電子カルテの積極的な推進が盛り込まれ、ICカ

ードの医療分野での利用も推進されています。申請から脱退、徴収、給付のさまざまな局面で電子申請、電子徴収になり、医療機関でも資格の有無をチェックできる時代がそう遠くない未来にやってくると考えられます。また、治療情報や健康診断情報等を活用した個々の加入者の健康づくりも可能となります。

このIT化の促進により、現在滞納問題にかかわる問題点の多くは解消される可能性が高いので、積極的に医療保険の分野でのIT化を促進していくべきであると提言されております。近い将来、IT化が現実導入されることを考えており、本市といたしましても、IT化について研究してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、保険税の納入回数についての質問に御答弁申し上げます。

保険税の賦課につきましては、現在6月の市民税の税額確定に合わせて保険税の算定を行っております。そのため、6月より3月までの10回納付となっております。

議員提案の年12回納付については、他市の状況も把握しながら検討してまいりたいと考えております。なお、現在も納付相談等があれば12回納付も行っております。

続きまして、母子保健手帳について御答弁申し上げます。

近年の母子保健の推進や社会情勢の変化等を踏まえた母子健康手帳の検討がなされ、平成14年4月1日から改正後の母子健康手帳に反映することになりました。

中身につきましては、妊婦自身の妊娠中から出産、産後の経過等の記録、乳幼児に関する発達状況、予防接種、歯の健診等の記録欄外、保健指導、予防接種等必要な指導、注意書きが記載されております。

また、今回の改正で父親の育児の参加を促進するため、両親の育児休業の取得を記録する欄を設け、働く女性、男性のための出産育児に関する制度の欄に妊娠中の夫の協力や父親の育児参加に関する記述を追加するなど、新たな母子健康手帳の内容となっております。

なお、記載事項につきましては、市独自の特

徹的な内容が特にございませんが、12月から交付の母子健康手帳の最後のページにお助けダイヤルといたしまして、育児について気軽に相談できる連絡先を張りつけ、相談できるような方法をとってございます。

議員提案の親子健康手帳の標記も今後の検討課題と考えておるところでございます。

次に、ふれあいコール事業について御答弁申し上げます。

9月議会において奥和田議員より御質問がございました本事業の先進事例については、調査研究をいたしました。本事業は、ひとり暮らしの高齢者宅等に定期的に電話を入れ、会話の中から相手の健康状態の確認、電話を通しての心の触れ合いの提供、緊急事態発生時における迅速な通報を行う連絡システムであります。また、この事業の基本は真心であり、触れ合いであり、会話だと考えてございます。

健康福祉部といたしましても、この事業の必要性があると考えてございまして、事業化に向け鋭意検討しているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 放置自転車のリサイクルについて御答弁を申し上げます。

現在、駅周辺道路等に放置してある自転車につきましては、定期的に市営駐輪場に移動した後、一定期間経過後に置き場に保管をいたしております。

平成15年度におきましては、この回収いたしました放置自転車を修理、再生し、アフリカ諸国などへなお自転車を必要としている国の子供たちに贈る事業、いわゆるサイクル・エイド事業を実施したいと準備を進めているところでございます。

また、御指摘のありました都市型レンタサイクルにつきましては、実施をいたしております他市状況を調査し、研究をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、美化条例の進捗状況について御答弁申し上げます。

ごみのポイ捨て等を防止し、まちの環境を美化

するための条例制定を検討し、他市条例などの情報収集を行っていたところ、大阪府におきまして来年度施行予定の仮称大阪環境都市条例の中で地域の環境美化として、ごみのポイ捨て等の防止を規定する項目が策定されるとの情報を得ました。大阪府環境審議会より知事に提出された答申により、現在知り得たところ、本市で制定を予定していた美化条例と目指す目的で同じくする点が多あることが判明いたしましたところでございます。

したがいまして、大阪環境都市条例が施行された後、その内容を検討し、美化条例の制定につきましては対処をしまいたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 私の方から、市立図書館の閉館時間の延長についての御質問にお答えをしたいと思います。

この問題につきましては、以前からその必要性を認識しておりまして、本市の行財政改革大綱に基づく実施計画の項目の中にも入っております。目下、実施に向けて鋭意検討を行っているところでございます。

ただ、現実の問題といたしまして、本市立図書館の立地状況を見ますと、最近のことではありますけれども、隣にありました済生会泉南病院が移転したこととか、大型の電器店が閉店したことなどで、従前にも増しまして夜間の人通りが少なくなっており、来館者の安全、また図書館では女子職員が占める比率が高い職場であるということから、保安上からの心配な点もございます。さらには光熱水費や空調管理委託費、あるいは職員人件費などいろいろな経費面での増加が絡んでまいります。

したがいまして、できるだけ経費増を抑えながら、施設や職員の安全管理も考慮しつつ、閉館時間の変更については早期実施を図りたいと、このように考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 教

育問題について、私が3点お答え申し上げます。

まず、図書のリサイクルという御質問でございます。

市立図書館では、破損や汚損、つまり傷んで、あるいは汚れる、あるいは内容の陳腐化、内容が非常に古くなったと、そういうことで年間3,000から4,000冊の廃棄図書が発生いたしております。一方、これまで小学校、中学校、幼稚園、保育所、公民館、青少年センター、ちびっこホーム、子ども支援センター、総合福祉センター等の公の施設から図書室用あるいは図書コーナー用などで活用したいということで、ぜひとも譲ってほしいとの要望が寄せられてまいりました。

そういうことで図書館としてはこれらの要望にこたえまして、廃棄図書については公の施設へ優先的に贈呈いたしてきているところでございます。市民の貴重な財産でありました図書を再利用するため、当面はこの処理を継続してまいりたいと考えております。ただ、市民への贈呈ということも今後視野に入れまして検討してまいりたいと考えております。

次に、学校施設の問題でございます。

文部科学省が本年7月に耐震改修状況調査、これをまとめました。全国の公立小・中学校において建築基準法が強化された昭和56年、1981年以前に建築されたもののうち、7割が耐震診断を実施していない、またそのうちの6割が未改修であるなどの結果が公表されました。これは資料を入手して承知いたしております。（奥和田好吉君「全国のは別に答弁要りませんよ。泉南市はどうか」と呼ぶ）はい。本市としては、確かに個別に見れば劣化が進んでいるものもございまして。

そこで、教育委員会としては、建物の状況を正しく判定することによって、社会的・教育的変化を見据えながら時代に適合した施設の提供を行わなければならないということで、平成12年度で小学校、平成13年度で中学校、今年度幼稚園、これの耐震予備診断を実施した、あるいは実施中でございます。

既に終了いたしました予備診断では、各学校ごとに、これは残し保全する施設である、あるいはもう取り壊していくべき施設であるなど、具体的

な施設保全、施設の整備状況が明らかになっております。今年度幼稚園をやっておりますので、今年度ですべて24学校・園が終わります。これらの診断結果が出そろった時点で、今後の園児・児童・生徒数の推移、あるいは校区問題のあり方、また教育内容の変化、それと市の中期的な財政見通しや補助金制度の動向、これらを十分視野に入れて、教育委員会としての施設整備計画、これを策定してまいりたいと思います。

したがって、それまでの間は必要箇所の修繕、補修、これを行うことによって建物の保全、建築物の保全に努めてまいりたいと思っております。

次に、生涯学習の一環として出前講座を実施してほしいという御質問がございました。

数年前から本市では、せんなん伝市メールという事業を実施しております。これは自主的活動を行っている市民によるグループや団体が泉南市のまちづくりについて学習しよう、あるいは勉強してみようとする場合……（奥和田好吉君「そんな聞いてません。そんな話要りません」と呼ぶ）

この中に ちょっとお聞きいただきたいと思いますが、55のテーマの中に教育委員会として12のテーマを用意いたしております。（奥和田好吉君「議長」と呼ぶ）この事業をぜひとも御活用いただきたいと思っております。

このほか、公民館事業として各種の講座も実施しておりますけども、その中には教育委員会の施設だけでなく、いろんな施設を活用して講座をやっているということもありますので、これも広い意味での出前講座ではないかと考えます。

議長（成田政彦君） 答弁者に注意しておきます。教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） ただ、いずれにしても、御質問の趣旨を十分受けとめまして、今後の教育委員会事業の展開に当たって参考にさせていただきたいと思っております。

〔奥和田好吉君「ちょっと議長、あれやで。議長と言うてんのにそれを無視するとはどういうことやねん」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 無視してません。

〔奥和田好吉君「してなかったら、聞いてください」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） はい、わかりました。

〔奥和田好吉君「わかりましたじゃ済まんやないかい」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 奥和田議員御質問の学校給食センターに係る点について御答弁申し上げます。

まず第1点目に、学校給食センターにおけるアレルギー除去食の対応について御答弁申し上げます。

御承知のとおり本市学校給食センターは、いわゆる共同調理場方式として現況では1日当たり4,500食程度の副食調理配食業務を行っており、アレルギー疾患を持っている児童に対して、食物アレルギー除去食としての個別対応は現況いたしておりません。

共同調理場方式のもと個別対応の困難な中で対応可能な策といたしまして、保護者の方や学校給食担当者に毎月使用食材におけるいわゆる卵、乳等の含有成分を献立表の使用食材にマークをつけるとともに、さらにアレルギー疾患を持っている児童の保護者への対策として、使用食品の原材料配合表及び由来成分を購入メーカーより成分表を徴して保護者からの問い合わせに応じ、適宜内容説明を行い、個別対応をさせていただいております。

現況の共同調理場方式では除去食としての個別対応は困難であり、今後とも学校や保護者と連携し、献立表による周知、食材選定の工夫、個別相談等可能な対応策に努めてまいり所存でございます。

次に、2点目の調理くずや食べ残しのリサイクル事業の件でございますが、給食の食べ残しにつきましては、当日各学校より回収いたしまして、給食センターにおける洗浄室でネットに入れ、大型脱水機にて水分を切り減量化を図り、泉南清掃事務組合清掃工場にて焼却処分を行っております。

議員御指摘のとおり、生ごみの処理のリサイクル事業については、バイオ等さまざまな方法があることは承知いたしております。これらのプラントの導入に当たりましては、処理施設、関連施設など一定の財政措置が必要であり、実施市町村の状況も調査し、研究課題として受けとめさせてい

ただきたいと考えております。

3点目に、学校給食センターにおける使用済みてんぷら油のリサイクル化の件でございますが、当センターの使用済み食油につきましては、岸化学油脂株式会社に回収、処理まで無料で委託契約を締結し、対応いたしております。ちなみに、岸和田から岬の泉南各市町においても同様、同会社に委託し処理がなされております。なお、同業者においては、徳島工場に搬送後、有機肥料・プラスチック化されておりますので、当面現状方式で対応してまいりたいと考えております。

4点目に、中学校給食の実施の件でございますが、中学校における給食につきましては、目下、給食実施を検討するための資料としてアンケート調査を実施しているところでございます。アンケート調査の対象は、市内全小学校の6年生と保護者、全中学校の1年生、2年生とその保護者でございます。調査期間は本年の12月の2日から12月の13日までとなっております。

また、調査項目につきましては、保護者や児童・生徒のニーズを的確に把握するため、多様な観点から項目を設定いたしております。調査終了後、各校で集計し、12月中に結果を集約する運びとなっております。

教育委員会におきましては、このアンケート調査の分析を行うとともに、財政状況や給食センターの施設設備、あるいは学校運営上クリアすべき点も勘案する中で、中学校給食についての検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 一通り御答弁をいただきました。聞いていますと、非常にこうやからできない、ああやからできないという愚痴に終始したように感じます。理事者の愚痴を聞いてるわけでも何でもないんです。できないなら、できませんということをはっきり言っていただきたい。

先ほど国保税の納入の10回を12回の分割にさせていただきたいという話、これも検討していきたいということなんですけども、各近隣の状況を見て検討していきたいというのは、これはどういうことなんです。近隣がなければうちもしな

い、そういう意味なのか。これはどういうことですか。まず、お聞かせ願いたい。

議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。 時間がないので早く答弁してください。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 失礼いたしました。しないということではございません。泉州地域の納入回数ですか、そういうようなのはもう既に調べてございます。ただ、やるとなれば、事務的な作業等もございます。まずは、何というんですか、電算システムの入れかえとか、そういうふうなものもいろいろと事前に準備せないといけない部分もございますし、また、どのような問題点が出てくるかということも精査していく必要があるということで前向きに検討させていただくということではございますので、しないということではございません。できることなれば我々もそのように前向きにできる方向で検討していきたいということではございますので、その辺御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 理事者の検討しますという言葉は、言ってもうては困るということを決算委員会でも言いました。これほどあいまいな答弁はないんです。検討いたしますと言って、5年間、6年間、7年間、8年間ほったらかしたのが何ほどもあります。取り上げたら切りがないくらいその場限りの返事をしております。こうであっては困るんです。

今の社会情勢を考えてみても、リストラに遭われた方が大変たくさんいらっしゃるんです。給料も半分に減らされた、それでもなおかつ働かなければならないという環境の中で、非常に払いとても払えないような状態の中で、せめて10回を12回にするのは何でもないですよ、これ、市町村で勝手に決められることやから。よそのお伺いを立てんでも、泉南市はこうですよ。市民のためにちょっとでも納付していただく、そういうことを進めようと思ったら、10回を12回にするぐらい、職員がそれだけの、確かに仕事はふえます。ふえるけども、それに対して市民が払っていかうという意欲を促す、非常に大事なことじゃ

ないんでしょうか。お聞かせ願いたい、もう一度。議長（成田政彦君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 何度も御答弁さしていただきますが、我々といまして、10回を12回にすることによりまして、少しでも収税率が上がれば幸いだと考えておるところであります。

したがって、12回徴収をする方向で、するように検討するというのは、事務的な検討をしていくということではございます。するかせえへんかの検討じゃありません。する方向での検討ですんで、実施に向けての検討ということですので、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） ありがとうございます。実施に向けて、これから事業の中身の仕事について検討していきたい、そういうことですね。

はい、ありがとうございます。

次に、廃棄処分になる自転車のリサイクルについて、これも長年にわたって質問してまいりました。さきの決算委員会でも質問しました。12月の本会議までに大体できるかできへんかという話をいたしました。

先ほどの答弁を聞いていると、海外に向けて修理して輸出したいと、こんなことはもう5年も6年前によそはみんなやってるんですわ。泉佐野でもやってるんですわ、既に。泉南市の市民のために、これから痛みを感じていくんやから、市民に痛みばかりを押しつけるのではなしに、せめて市民が少しでも潤うような、直して市民に分け与えとか、無料であげるとか、あるいは500円ぐらい取って自転車をあげるとか、あるいは修理をして各駅にね、今自転車の乗り捨てとか、あるいは自然になくなって 私もここでなくなったというのがあるんですけども、そういう乗り捨てというのが非常に多いんです。そういう方々のためにも駅をおりた途端に何も乗るものない、車もない、そんなときに役に立つような、各駅にそういう修理したものを貸し出ししてあげてはどうかということの前々から話をしてるんです。

先ほどの答弁の中には、今後それも来年度に向けて検討していきたいという答弁でしたけども、

もう少し詳しくおっしゃっていただけませんか。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 15年度は先ほど申しましたようにそういう事業を実施したいと。議員御指摘の都市型レンタサイクルにつきましては、置き場所、並びに事故等を起こした場合どうなるかというふうないろいろな問題がございまして、私どもはそれを調査研究をいましばらくさしていただきたいということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） これも早い時期に実施に向けて作業について検討していきたい、そういう答弁ですね。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 先ほども御答弁申し上げましたように、まだいろんな解決せねばならない問題がありますので、もう少し時間をいただいて調査研究をさしていただきたいということでございます。よろしく願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 先ほども何度も言っているように、検討という言葉は使ってもらったら困るということです。先ほども話をしたように、その方向で進めていきたいという当初の答弁がありましたので、これ以上は言いません。

それから、学校図書の問題ですけども、先ほど答弁いたしましたけども、毎回質問をするごとに同じ答弁しかしない。さきの決算委員会でこう答弁されてるんですね。廃棄図書につきましては、年間3,000冊近く出るわけなんですけども、これは議会でも御質問いただいて答弁いたしましたけども、各公共施設、公民館あるいは小学校、中学校、幼稚園、保育所、支援センターに引き取ってもらっていただきます。

そういうものをこれ、市民の財産なんですわ。そうでしょう。市民の財産なんですわ。その古くなったものを市民が必要であれば、そういう方々に安くお譲りする状況にはできないですかということ伺ってるんです。

もう1点は、いわゆる図書館の閉館でありますけども、泉南市は5時なんです。この問題につい

ても決算委員会でこう答弁されてるんですね。閉館時間を長くするとかということも今現在検討中でございます。閉館時間が5時までというのはうちと泉佐野ぐらいのもんですと、こうなってるんです。あとは閉館時間を延ばすことしかない、こういうふうにご答弁されてるんですね。それ以後、この問題について協議されたんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） まず、図書のリサイクルの問題についてお答えさせていただきます。

当分の間、これは多くの市民の方に利用していただくということで、公共施設、公の施設へのプレゼントという形をとっていききたいと、そう考えております。

図書館の閉館時間の関係でございます。これは教育長の答弁でもありましたように、早期実施を図りたいということをご答弁させていただきました。ただ、私どもできるだけ光熱水費あるいは空調の管理委託費、これは業者が常駐しておりますので、当然閉館時間の延長とともにその辺の委託料がふえてまいります。あるいは職員の人件費も当然ふえてまいります。その辺の経費面での増加が必ず絡んできますので、それをいかに抑えながら、閉館時間のこの変更というのを実施したいかということ十分検討いたしております。ただ、私どもの目標としては、15年度の早い時期に実施したいということでご答弁しております。

ただ、このようないろんな条件の中で考えておりますので、具体的な形はちょっと今の時点ではまだお答えできる状況ではございませんが、平成15年度の早い時期に実施したいということで、十分これは検討というんか、目前に来てるといって御理解をいただきたいと思います。

〔奥和田好吉君「図書のリサイクル抜けてるで」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 図書のリサイクルについては中村教育総務部長が述べました。

〔奥和田好吉君「時間があらへんやん、はよせな」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 図書のリサイクルについて

は中村教育総務部長が述べました。答弁しました、これについては。

〔奥和田好吉君「ごめんなさい」と呼ぶ〕
議長（成田政彦君） 次を挙げてください。

8番（奥和田好吉君） もう一度図書の質問をします。

図書のリサイクルについて一般市民がこれほど要求というか、お願いをしているのに、それはできませんと、そういうことなんでしょうか。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 図書のリサイクルの点でございますが、当然市民の方、いろんなニーズをお持ちだと思いますが、市のいろんな公の施設、これも市民が利用される施設でございます。そこに図書コーナーとか図書室とか、いろいろございますので、多くの市民が利用されるということをやはり当面は優先して、公の施設へプレゼントしてまいりたいと、そう考えております。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） そんなことはわかってるんです。わかった上で言うてるんです。ずっと長年同じことをやってるんで、今の状況の中で一般市民の方がそこまで行かんとあかんということですね。この図書館の問題についてはいろいろ聞いておりますけども、あえて言ってないんです。それでも一般市民には、たとえそういう廃棄処分することがあっても受け入れられない、そういうことなんでしょうね。もう一度お聞きしたい。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 再度お答えいたします。

確かに、個人個人の市民の方の要望というのがあると思っておりますけども、今の財政状況の中で各公の施設がやはり利用される方が休憩される、あるいは立ち寄られる場合に図書コーナーというのを利用していただいておりますが、なかなかそれぞれの施設の費用で購入ができないということもございまして、当面そういう施設を優先的にプレゼントをし、活用していただくということでまいりたいと、そう考えるところでございます。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 同じことを言うてもしやあないので言いません、これはあえて。一般市民は非常に不満を持っております。これからいろんな問題で市民に痛みを押しつけていかなあかんという状況になるわけでしょう。にもかかわらず一切そういうことは受け付けない、そういうことなんでしょうね。そうであれば、私たちがそういう話を言っていきます、これから。泉南市はこうですよということを言っていきますよ。同じことを言うてもしやあないので言いません。これでやめます。

それから、学校給食センターの調理くずや食べ残しのリサイクル事業、これ一度取り上げたことがあるんですけども、大量に出るそういう残飯くず、これを堆肥化して、それをリサイクルして市民に分けてあげてはどうか、あるいはいろんなところにそういうものをあげてはどうかと、今言うてる公共施設で必要なところへあげてはどうかと、そういう質問もいたしました。そういう残飯をリサイクルできるような生ごみ処理機、これの設置を、導入をお願いしたいということを再度検討いただきたいと思っております。このことについてどうですか。答弁お願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど御答弁申し上げましたが、いわゆる一定のプラントを導入してバイオなり何なりで生ごみを有機肥料化することにつきましては、先ほど御答弁さしていただきましたように、一定の研究課題といたしたいというふうに考えております。

ちなみに、うちのように共同調理場方式の場合はほとんど同じような処理方法でやっておりますが、プラントの導入につきましては、300万円程度ですかね、あるいはランニングコストうちの生ごみの量からいいますと年間四、五十万かかると。並びに近隣の市町で一部プラント導入しているところがございまして、設置場所の問題、給食センターの敷地内に設置をし、いわゆる衛生管理上ということで防虫、防鼠等の問題も出たり、あるいは臭い等の問題も出ております。そういうこともございまして、今後とも研究してまいりたいと考えております。

議長（成田政彦君） 以上で奥和田議員の質問を

終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は来る16日午前10時から継続開議をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時18分 散会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長 成田 政彦

大阪府泉南市議会議員 真砂 満

大阪府泉南市議会議員 巴里 英一